

平成30年10月4日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時1分開会)

◎明神委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

お諮りします。

日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとの説明を受けることにいたします。

なお、本日は第1委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分ごろを目途に早目に休憩に入らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部についてであります。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎君塚総務部長 総括説明に先立ちまして、県における障害者雇用に関する一連の状況について御報告申し上げたいと思います。今般の国及び地方公共団体などの公務部分におけます障害者雇用率の取り扱いをめぐる事態を受けまして、本県における障害者雇用の実態について、改めて調査を行いました。その結果、本来対象とすべき職員以外の者が含まれておりまして、実際には法定雇用率を達成していない状況であることが判明いたしました。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として、人事課長から御説明申し上げますが、本会議の質疑でも申し上げましたとおり、範を示すべき立場にある県といたしまして、不適切な点があったと考えておりまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今回の案件につきましては法定雇用率を満たすために、対象とならないことが明らかな職員を故意に加えていたものではございませんが、今回明らかとなりました反省点を踏まえまして、法定雇用率を早期に満たすことができますよう、また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある職員が働きやすい環境整備をするよう、さらに障害者の雇用の推進

に取り組んでまいります。

それでは、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。お手元の総務部という青いインデックスのついた資料、表紙に総務委員会資料議案補足説明資料と記載のある資料をお願いいたします。

まず、下の表（２）歳出ですけれども、１番下の行、総計（１）＋（２）の欄の中ほど、９月補正額の小計Ｂの欄をごらんください。総額で２８０億６,３８６万８,０００円の増額補正となっております。今回の補正では内訳として、災害分と通常分に分けさせていただいております。災害分といたしまして、さきの７月豪雨等による被害への対応のため、２５０億１,４００万円余りのほか、通常分といたしまして３０億４,９００万円余りを予算計上させていただいております。この内訳といたしまして（１）経常的経費は、全体で１０億７,７００万円余りとなっております。このうち災害分が３億７,６００万円余り、通常分が７億１００万円余りとなっております。また（２）投資的経費につきましては、全体２６９億８,６００万円余りとなっております。災害分が２４６億３,８００万円余り通常分が２３億４,８００万円余りとなっております。上の表歳入に移っていただきまして、歳入の補正につきましては、中段の（２）特定財源をごらんいただきまして、全体で２５３億５,９００万円余りとなっております。内訳としましては、国庫支出金が１４６億８,２００万円余り、県債が１０４億３,７００万円余り、その他が２億３,９００万円余りとなっております。上段の（１）一般財源でございますが、補正額から特定財源を除きますと２７億３００万円余りとなっております。災害分につきましては、財政調整基金１１億４００万円余りの取り崩しで対応いたしますとともに、通常分といたしましては、普通交付税の算定増分、５億４,１００万円を一部活用しまして、前年度の繰越金など１０億５,８００万円余りによる対応ということとしております。以上、簡単ですが今回の補正予算全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございますけれども、総務部からはこの第１号議案平成３０年度高知県一般会計補正予算の所管分といたしまして、ただいま申し上げた歳入補正予算、それから情報政策課から追加の債務負担行為を提出させていただいております。

条例その他議案につきましては２件の条例議案と１件の報告議案を提出させていただいております。それぞれ各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

また、報告事項につきましては４件ございまして、今回御報告いたしますのは人事課から県職員の障害者雇用について、財政課から今後の財政収支の見通しについて及び平成２９年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、市町村振興課から平成２９年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況についての４件ございまして、詳細につきましては後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に主な審議会等の状況について御説明をさせていただきます。先ほどごらんいただきました報告事項の資料のうち、審議会等という赤いインデックスの張ってある資料をごらんください。

まず、1番上の段ですが、高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会でございます。今期につきましては、8月3日及び9月12日に開催いたしまして、歴史公文書等の選別基準などについて御議論いただきました。次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては7月25日及び9月20日に開催いたしまして、公益法人等に関する定期提出書類などの報告が行われております。1番下の段、自治紛争処理委員会議でございます。この会議は地方自治法に基づく審決申請の審理を行うために開催しているものでありまして、8月30日に開催しました第1回の会議では、今後の本格的な審理に向けまして、代表自治紛争処理委員の互選や弁明書の提出要求について決定したところでございます。なお審議会の開催状況につきましては担当課長からの説明は省略させていただきたいと存じます。私からは以上です。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜財政課＞

◎明神委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明をいたします。右上に②と書かれました議案説明書の3ページをお開きください。これは先ほど総務部長から御説明をいたしました9月補正全体の財源として必要となります一般財源につきまして、地方交付税また財政調整基金繰入金及び平成29年度からの繰越金の合計26億4,923万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正予算に関しては以上でございます。

続きまして、表紙の右上に④と書いてございます議案説明書（条例その他）の9ページをお開きください。こちらは報第23号平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。これは高知空港ビル株式会社及び航空会社の空港施設の整備等に要する経費への助成について急を要したため、平成30年8月30日に専決処分を行ったものでございます。当課の所管といたしましては11ページをお開きください。歳入予算の一般財源でございますけれども、財政調整基金繰入金4,676万3,000円につきまして、増額補正を行ったものでございます。以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎上田（周）委員 一般財源の補正で普通交付税の算定の増加分ということで5億4,000万円ですか。普通交付税7月末に決定して、ちょっと期間おいて調整もして確定していると思いますが、総額で幾らかということと、前年度比増減を教えてください。

◎永淵財政課長 お尋ねの普通交付税の額でございますけれども、配分額といたしましては1,683億2,200万円になってございます。昨年度との比較でございますけれども普通交付

税のみで申し上げますと4億3,500万円の減でございます。

◎上田（周）委員 これは補正後を差し引いたら、まさかのときの留保額はどれぐらいになりますか。

◎永渕財政課長 12億600万円余りでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

<税務課>

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、議案補足説明資料により御説明申し上げます。総務部という青いインデックスの中の赤いインデックスで税務課とありますところをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、地域再生法とそれに関連する法令が改正されたことによりまして、東京23区から地方への本社機能の移転や地方にある本社機能を拡充する事業者に対する支援策としての、県税における特例措置に関する要件の緩和や対象施設が拡充されたことなどに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

資料2の今回の法令改正の概要でございますが、まず、(1)の支援措置の見直しとしましては、従業員の増加に関する要件が現行の10名以上から5名以上に緩和されまして、また本社機能として事務所、研究所、研修所のみ限定されておりました支援の対象となる施設に工場内の研究開発施設が追加をされております。また、この支援措置の適用には事業者が申請した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に対する知事の認定が必要となりますが、知事が認定を行うことのできる期限が平成32年3月31日まで2年間延長されております。

次に(2)の東京23区から地方に本社機能を移転させる移転型事業に関する改正としましては、減収補填の対象となる税制上の措置としまして、現行の不均一課税に新たに課税免除が追加されております。

次に、3の条例改正の内容でございますが、まず(1)の移転型事業に対する事業税と不動産取得税の支援措置としまして、現行の不均一課税に課税免除が加えられたことから、移転型事業に係るこの二つの税目に対する支援措置を課税免除に変更したいと考えております。その理由につきましては、事業税の不均一課税は3年間適用されますが、年ごとに軽減率が引き下げられまして、その分税率が引き上げられますことから、軽減額が毎年減少していくため、3年間全額が免除になる課税免除のほうが移転してくる事業者に対する支援効果が大きくなるためでございます。一方で今回の改正によりまして、事業税に課税免除を適用した場合に、減収補填の算定に用いられる減収額が、事業税を実際に課税免除した額ではなく、不均一課税に適用される減収率である1年目が2分の1、2年目が4分

の1、3年目が8分の1によって算出した額とされたことから、今回の減収額よりも算定上の減収額が少なくなりまして、結果として通常の課税免除よりも減収補填額が少なくなります。移転してくる事業者への支援効果が大きいことを考慮いたしまして、課税免除を選択したいと考えております。

次に(2)につきましても、法改正に沿いまして、事業者が申請をしました計画を知事が認定できる期限を平成32年3月31日まで2年間延長するものでございます。

また、(3)の条例名の変更につきましても、これまで税制上の支援措置を不均一課税のみとしておりましたが、今回の改正によりまして移転型事業の支援措置を課税免除に変更いたしますことから、条例の名称中の不均一課税を特例措置に変更するものでございます。

次の4の計画の認定状況でございますが、現在拡充型事業の計画は1件認定されております。

最後になりますが、この条例は公布日に施行したいと考えております。以上で税務課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 幾つかお聞きしたいと思えます。法令改正の概要についてというところで、従業員数の増加、従業員が正規職員でなくて、例えば期間雇用とか非正規職員も対象に含まれているかという点はいかがでしょうか。

◎川崎税務課長 所管するところは企業立地課でございまして、詳細はちょっとわかりません。

◎塚地委員 私が調べた段階では、多分含まれるということで、正規雇用でなくてもいいということになっていると思えます。また確認していただければいいと思うんですけど。それで、先ほど計画の認定状況というのが出されておまして、拡充型が今1件ということなんですけれども、これも所管が違うかもしれないんですが、最終的には県が計画を提出して、国が認定しないとイケないのではないかなと思うんですけど。

◎川崎税務課長 これは認定はされておるといふふうにお伺いしております。もう既に建築にもかかっておまして、1月には完成予定というふうにお聞きしております。

◎塚地委員 そういうことをお伺いしたのではなくて、最終的にその企業が移転して、減税対象になるために、知事が認定するんですけど、最終的には国の判断が必要なのではないですかということをお伺いしたい。

◎川崎税務課長 県税に関しましては、県の認定を受けて、その内容によって判断をしていきますので、国が認定をするのは最初の計画の段階、県が全域に対してつくる計画は国の認定が必要なんですけれども、個々の事業者の認定については県知事が認定をすると。具体の税の課税免除についてはそれぞれ要件がございまして、その認定審査は県が行うという

ことになります。

◎塚地委員 今回課税免除をつけ加えることになったというか、基本的に不均一課税はやめて、全て課税免除にするという条例の書きかえになっているんですか。

◎川崎税務課長 事業の中に拡充型と移転事業というのがありまして、移転事業という23区から地方へ出てくる場合の特例措置の中に課税免除が入ってきますので、その部分について見直すということになります。

◎塚地委員 全国的にはどんな状況かわかりますか。

◎川崎税務課長 これは4月末時点での集計なんですけど、移転事業としまして19の計画が認定をされております。拡充型という地方にある企業の本社機能を充実させる部分につきましては、208件の計画が認定されておるといふふうに聞いております。ただ4月末で時間差がございますが、把握しているのはその数字でございます。

◎塚地委員 課税免除というふうに条例を変えている全国の状況わかりますか。

◎川崎税務課長 全国は把握しておりませんが、中四国の状況は調査をいたしました。事業税に関しては全体9県のうち、高知県を含めまして課税免除を選択したのは6県、残る3県は不均一課税ということになっております。不動産取得税は全県課税免除を選択しております。

◎塚地委員 一定、企業の皆さんに来ていただくというインセンティブで設ける条例なんだと思うんですけど、先ほどのお話のとおり、例えば不動産取得税だと中四国全部ですと。少なくとも9県中6県は、事業税の関係も免除ですよということになると、競争性はもう働かなくなるんじゃないかというふうに私は思っています。そういう点から言うと、本来、地元で頑張ってくださいっている事業者の皆さんに一定の税の優遇措置というものはもっとあってしかるべきだと思うんですけど、今回の状況を見ると競争性もそう働くことにはならないという中で課税免除がどのような効果があるのかということを感じるんですけど、そこはどうですか。

◎川崎税務課長 支援策として打ち出していく際に、事業者にとって効果のある選択をしたいというのが所管課の意向でもございまして、我々としては確かに額としては膨大な額ではないんですけど、少しでも進出をされる事業者の方にメリットのある制度を選択をしたいと考えております。

◎塚地委員 先ほど全額免除するんですけども、減収の補填額については不均一課税の部分でいくということになると、県としての減収が当然ここで出てくるわけですよ。そういうふうに県として本当に必要な税金をきちんと集めていく、競争性が働くような形のものになっているかという、幾つかを考えると、今回課税免除にしていくという、全国の流れも含めてですけれども、ちょっとここは納得がいかないかなというふうに私どもは思っておりますということをお最後に伝えておきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

<市町村振興課>

◎明神委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 当課が所管いたします条例その他議案について御説明を申し上げます。第9号議案高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。議案補足説明資料の青色インデックス総務部と書かれた中の赤いインデックス市町村振興課の1ページ目でございます。

まず、マイナンバー条例の概要でございます。地方公共団体が個人番号を利用して事務を処理しようとする場合、法律に定められている事務でなければ、当該団体の条例でその旨を規定する必要がございますが、このマイナンバー条例は、本県が事務の処理に当たって個人番号を利用できる事務として、20事務を定めているものでございます。現行の条例においては、外国人の生活保護の認定に関する事務について、個人番号でひもづけをした雇用対策法で定める職業転換給付金の支給に関する情報を利用することができることとしております。今般、国会において働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立をいたしまして、同法により、雇用対策法の名称が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律に改正をされました。今回の一部改正条例はこのことに伴いまして、マイナンバー条例で引用しております雇用対策法の法律名を修正するものでございまして、公布の日から施行することとしております。

なお、この改正によりまして個人番号を利用する事務の内容や利用する情報の種類に変更が生じるものではございません。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

<情報政策課>

◎明神委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明をさせていただきます。お手元の議案補足説明資料の中の赤いインデックス、情報政策課のページをお願いいたします。

今回の補正額は3,599万9,000円で、大豊町へ超高速ブロードバンドを整備するための地域情報化推進交付金の債務負担行為の補正予算を計上させていただいております。資料の上段左側1の事業概要に記載しておりますとおり、この事業は大豊町が町内約2,200世帯のうち、2,000世帯に光ファイバー網を整備しようとするもので、平成30年度から31年度の2カ年で整備することとしております。これまで大豊町では、町内全域で超高速ブロードバンド環境が未整備であったため、役場や一部の企業などでは通信事業者から専用回線を調

達するなどして超高速ブロードバンド環境を利用しておりますが、一般の御家庭では、こうしたサービスを利用することができず、ADSLや携帯電話のLTE回線などでインターネットを利用していたところがございます。今回、この事業を実施することによりまして、町内約90%の世帯をカバーする超高速ブロードバンド環境が整備されることとなります。

続きまして、2事業費等と3事業計画をごらんください。昨年度、町単独事業としまして基本設計を実施しておりまして、総務省に支援を要請してきました結果、昨年度末、平成29年度補正予算で第1期工事分が採択されておりまして、補助対象事業費6億7,600万円余り、国庫補助金3億3,818万円について、3月30日付で国の交付決定を受けることができました。さらに、7億1,900万円余りの第2期工事分につきましても、ことし8月30日付で3億5,999万円の交付決定を受けております。県におきましても、平成30年度当初予算におきまして、第1期工事分3,525万円の債務負担行為を議決いただいたところがございますが、第2期工事分につきまして国の交付決定を受けましたので、今回債務負担行為を追加して計上し、御審議いただくものでございます。

県の支援制度のスキームにつきましては、右側の4地域情報化推進交付金のスキームのほうに記載しておりますとおり、国の補助対象事業費の20分の1を上限といたしまして、整備事業完了の翌年度から最長5年間、交付金によって支援を行うものでございます。市町村が整備を行う公設民営方式のスキームでございまして、事業実施主体である市町村では、この交付金を超高速ブロードバンド網の管理運営費や整備に当たりまして借り入れました地方債の償還財源などとして使用することが可能となります。公設整備の際に課題となります整備後の維持管理経費などの負担軽減を目的としておりまして、大豊町では、管理運営費として活用する予定とお聞きしております。具体的なスケジュールにつきましても補足いたしますと、3事業計画に記載しておりますとおり、今年度第1期工事といたしまして、超高速ブロードバンドサービスの提供のために必要となりますセンター設備や主要幹線などを主体とした工事を施行することとしておりまして、約600世帯を整備予定とお聞きしております。また、今年度から来年度にかけて実施予定の第2期工事では支線工事や宅内工事などを主体といたしまして、約1,400世帯の整備を予定しているとお聞きしております。今後は、大豊町の工事の進捗状況の把握に努めますとともに、未整備地域の残ります他の市町村への働きかけに取り組んでいきたいというふうに考えております。

ここで未整備地域の残ります市町村数について、訂正の御報告をさせていただきたいと思っております。資料下段のほうに記載しておりますとおり、平成30年9月1日現在、県内13市町村におきまして超高速ブロードバンドの未整備地域が残されております。これまで未整備地域の残る市町村数を12市町村と御説明させていただきましたが、来年度予算に向けまして全市町村に要望調査を行いましたところ、これまで未整備地域なしと整理しておりま

した四万十市から未整備地域を整備したいという回答がございました。このため、四万十市を訪問いたしまして状況について詳細に聞き取りしましたところ、未整備地域が4地区ありまして、そのうちの1地区について来年度整備したいという要望をお聞きしたところでございます。念のため、改めて他の市町村にも未整備地域の有無について確認を行いましたが、新たな未整備地域の報告がございませんでしたので、未整備地域が残る市町村数を今回13市町村とさせていただきます。今後とも、市町村との情報共有を密接に行いまして、未整備地域の把握や整備に向けた取り組みの支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、資料にはございませんが、6月議会の総務委員会で御説明させていただきました情報ハイウェイの後継ネットワークの検討状況について御報告をさせていただきます。

利用期間が平成31年度末までとなっております現行の情報ハイウェイの後継ネットワークにつきましては、本年度あり方検討会を設置いたしまして、機能や仕様について検討していくことを、6月議会の総務委員会で御説明をさせていただきました。その際、この9月議会の委員会で進捗状況について報告する予定と御説明をさせていただきましたところでございますが、あり方検討会の開催日程の都合によりまして、改めて御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で情報政策課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 高速ブロードバンドの未整備地域が13市町村ということでお伺いをしましたが、それぞれ各市町村の判断があると思うんですけれども、例えばそれぞれ市町村が希望して県に申請をしてきた場合、何市町村かが一緒に来た場合、国庫補助申請をするに当たって、全部していく状況なのかどうか。それとも市町村によって年度を分けるとか、そのあたりはどんな判断ですか。

◎山下情報政策課長 かなり多額の経費がかかりますので、県としてもできる限りの支援をしていきたいと思っております。そのために、国のほうにも働きかけといいますか、要望について一緒に同行したり、そういうこともさせていただきたいというふうには考えているところでございます。ただ国の予算も一定の限度がございますので、その中で、市町村の計画などを調整しながら、市町村と一緒に検討させていただきたいとは思っております。県としては超高速ブロードバンドというのはいろんな産業振興であったり、取り組みに欠かせないものと考えておりますので、それについては最大限配慮できるような取り組みをしていきたいと考えております。

◎黒岩委員 多数市町村が上がって来た場合に、予算上のこともあるので、国の範囲の中で決まるということですか。

◎山下情報政策課長 今回の大豊町は公設民営でやる予定にしております。公設民営は国

庫補助がございますので、それは国の予算にも左右される部分がございます。あと、ここ数年、民設民営でやるサービスに対して、県で独自の補助をさせていただくというパターンもふえてきております。土佐清水市でも今年度、債務負担を当初予算で議決していただいております、ことしから来年度にかけて整備をしていく予定になっておりますが、そういった形で公設よりも民設民営のパターンがふえてきております。そういったことについては県独自でもできる取り組みもございますので、そこら辺も配慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

◎黒岩委員 高知県は中山間地域が多いので民設民営はなかなか難しいという感じもするんですけど、公設民営と民設民営とどちらが実際多いんですか。

◎山下情報政策課長 これまで超高速ブロードバンド整備、平成21年度、22年度にやられたことが多かったです。その際は、国庫補助が非常に手厚くやられたこともありまして、公設民営でやる市町村が多かったと理解しております。ただ、公設民営でやりますと、運用に非常に多額の経費がかかってきますので、それを市町村としては避けたいということがありまして、民設民営の制度にできれば移行していきたいということで取り組んでおります。ここ数年は、民設民営のところもふえてきているところがございます。ただ、事業者として、委員おっしゃられたように採算がとれない地域が残されておりますので、全域でやるのではなくて、例えば、役場周辺であったり、市町村のニーズと事業者の採算を調整し、絞りながらやっているところが多くなっているというところが現状と理解しております。

◎大野委員 この大豊町は200世帯が残るということで、200世帯はタブレット端末を配布ということなんですが、町として整備はもうしないということなんですか。

◎山下情報政策課長 大豊町では住民の方々のニーズというものを確認させていただき、今回は200世帯の整備を見送るということにしたと聞いております。現時点で200世帯は整備予定に入っていないんですが、仮に今整備予定に入っていないところから要望が出てきた場合は、予算でできる範囲で対応していくということはお聞きしております。

◎大野委員 タブレットがいけるということは携帯のLTEで多分カバーできるところが多いんじゃないかなと思うんですけども、そうなった場合には光回線はやらないという選択肢もあるのかなと思って聞いたんですけども。

◎山下情報政策課長 大豊町の現状、日本中の傾向としてまして、光回線でカバーするエリアよりもLTEでカバーするエリアのほうが広がってきております。ただ、住民の方にとりましてLTEは何ギガという契約によりまして、通信料が非常に高額になるものから、やはり光回線があれば定額でいろんなことができるということで、特に企業では光回線の要望があろうかと思えます。使われる方が無線で満足されるということであれば、既存の無線を使っただけということも選択肢としてあろうかと思えますし、光回線で

大容量のものが必要ということであれば、そこに役場としてどういうふうに対応していくか、それを県としてどのように支援していくか、そういうことになろうかと考えております。

◎大野委員 多分役場としても困るんですね。通信料が物すごくかかる人と光回線でやる、そこから辺バランスをどうとっていくかということのところだと思うんです。何か県としていい案がないかなと思ひまして。それと、もう一点、13市町村がまだ未整備ということなんです、平成30年度、31年度で計画がある市町村がわかれば教えていただきたい。

◎山下情報政策課長 先ほど申し上げました土佐清水市が今年度から複数年でほぼ全域の整備を予定しております。それから、仁淀川町は整備が完了しております。三原村も昨年度から整備を実施してきているところでございます。先ほど未整備地域の話で触れました四万十市につきましても、来年度1地区を整備したいということでお聞きしているところでございます。

◎大野委員 今のところ以外は平成30年度、31年度から始めるという意思表示はまだないということですね。

◎山下情報政策課長 具体の計画としてはまだないんですが、例えば、基本設計を頼んで検討しているということであれば、大川村が今年度やっております。それによって例えば国に支援を求めていって、どのように進めていくかということを考えていると聞いております。ほかにも、整備を全く考えていないというところは余りございませんで、やっていきたいんだけど、財源などを考えながらどういうふう計画していこうかということを考えているところがございますので、そういったところは引き続き支援をしていきたいと思っております。

◎久保副委員長 公設民営ですけれども、大豊町の場合でランニングコストは年間どれくらいかかるのかということと、それには補助が出ないのか、あと民間とはどのような契約を、例えば指名競争入札なのか随意契約なのか、どのような業者に委託するのかお聞きしたい。

◎山下情報政策課長 大豊町では全域で整備が完了した後、今の計画ですが年間2,300万円ぐらいから3,000万円ぐらいの経費がかかるのではないかとこのふうに見込んでいるとお聞きしております。それから、これに対する補助なんです、ランニング経費はなかなか補助の対象になりづらいんですが、過疎債が使えるということで、実際に適用している市町村があるということはお聞きしております。最後の業者の選定方法というのは、維持管理をする業者の選定方法ということでよろしいでしょうか。それにつきましては、工事に先立ちましてプロポーザルを実施してございまして、全域整備するであつたり、いろんな条件をお示して、その上で、事業者を公募型のプロポーザルで選定しているのが一般的かというふう考えております。

◎久保副委員長 例えは今までそのような公募型で応札してくるような業者はどのようなところがあるんですか。

◎山下情報政策課長 NTTであったり、STNetの関連会社といったところ、それからプロバイダー事業をやっているところが進出してくださったり、あと、室戸市ではエフビットと、地元と関連された方が進出してくれたり、そういったお話も聞いております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、県職員の障害者雇用について、人事課の説明を求めます。

◎笹岡人事課長 お手元の総務委員会資料の報告事項のほうでございますけれども、赤の人事課と書いたインデックスのついた1ページをごらんください。

部長から総括説明で申し上げましたとおり知事部局におけます障害者雇用の状況につきまして改めて調査を行い、その結果がまとまりましたので報告いたします。これまでの経緯などにつきましては、既に本会議で知事からの提案説明、それから質疑もなされているところでございまして、私からは調査の方法、結果を中心に詳細について御説明させていただきます。

まず、1の調査方法等のところでございます。記載しておりませんがこれまで本県におきましては、障害者手帳を所持していると申告のあった職員に加えて、日常生活に支障があるなど、手帳所持者と同等の障害と思われる職員も対象としまして、雇用率を厚生労働省あてに報告してきました。その際、プライバシーへの配慮から手帳の有無の確認などを行っていませんでした。しかしながら、今年度の国の通知で対象となる障害者であることを手帳等により確認するという記載がなされ、ガイドラインを踏まえまして厳格な運用が必要との方針が明らかになりまして、改めて今般の調査を行ったということでございます。その際に①のとおり、厚生労働省からの通知、ガイドラインに従い厳格に運用しまして、職員から障害者手帳等の提示、またはその写しを提出してもらいまして、国への報告に利用することの同意があった職員のみを集計の対象としました。また、②のとおり全員にこの調査への協力を広く呼びかけまして、秘密厳守を行うなど、職員のプライバシーに配慮いたしました。

次の2調査結果に基づく障害者雇用率でございますけれども、平成30年度について、これまで国に仮ということで報告していましたが2.82%から2.07%となりまして、法定雇用率2.5%を下回ることとなりました。また、平成29年度につきましても昨年度国に報告していましたが2.89%から2.04%となりまして、当時の法定雇用率2.3%を下回ることとなりまし

た。

次に3本県における障害者雇用の状況でございますけれども、調査結果における内訳ということで国へは毎年度6月1日の時点の状況を報告することになっております。まず平成30年6月1日時点の列のところ、正職員で申告のあった47名のうち今回手帳所持が確認できたのが40名、非常勤職員で手帳を所持していると報告していた18名のうち、所持が確認できたのが16名ということでございました。それぞれ差し引いた残りの正職員7名、非常勤職員2名につきまして、下の(1)のポツの1番上のところに記載をしておりますけれども、症状が改善しまして、既に返納していたということが判明しております。ここには書いていませんけれども、平成29年度についても同様の状況であったということでございます。それから下の(1)のポツの2番目にありますとおり、申告のあった正職員40名のうち3名については障害者手帳の等級が変更になっておりました。ポツの3番目、これらは申告後、手帳の所持状況の後追いの確認をしていなかったということが今回の要因でございまして、新たに申告のあった職員を追加し、退職者を除外することはやっておったんですけれども、それ以外は一旦追加された職員についてはその後の状況を確認して除外するというのをやってこなかったということでございます。表に戻っていただきまして、このほか合計の一つ上の行にあるとおり非常勤職員につきましては、今回新たに手帳の所持が確認できた職員が平成30年に2名おったということでございます。それから表の中の正職員の二つ目の行の運用で加算していた職員でございますけれども、平成30年は19名、平成29年は21名おりましたが、今回の調査結果でそれぞれゼロということで、いずれの職員からも障害者手帳の所持の確認がとれなかったということでございます。

2ページをごらんください。ゼロとなったこれらの職員につきましては、本人からの申告があったものではなく、今回の調査でも手帳の所持が確認できなかったということで、これまで対象に加えてきたことが妥当と言えるのかどうかの検証を行うこととしました。今回、個人が特定されることがない形で、平成29年時に加算していた21名について医師に症状について意見を聞きました。専門家である医師のヒアリングということで、症状についての見解ということであくまでも感触に過ぎないということでございますけれども、ポツの二つ目の丸の1番目にあるとおり約半数は一定理解できるということでございまして、丸の2番目のとおり約3割についても否定はするものではなかったということでございます。また、丸の3番目にあるとおり残りの2割につきましては、手帳を持つまでとは考えられないという意見でありましたけれども、これらの職員については実際に臓器等に障害があるということでございまして、全く障害がない職員を対象に含めていたわけではないということでございます。ただ、ポツの三つ目にあるとおり、十分な医学的知識のない職員の判断によるというものであったと言えることでございます。申し上げたような事態になった原因としましては、厚生労働省の通知やガイドラインの確認が不十分であったこと、

それから障害者手帳を所持しているとの人事申告があった後の状況の確認を行っていなかったこと、医学的知見が十分でない職員の判断により対象として含めていたという三つの点で不適切な運用があったということが言えると思います。（３）にありますとおり、これらのことにつきましては、関係機関に確認した上で厳格な判断を行うなど、適切な対応をすべきであったということで深く反省をしております。

最後に4今後の対応でございます。まず（１）のとおり、国の通知等に従いまして、今後、厳格な運用を行いまして障害者手帳等の確認ができた職員のみを対象として報告します。次に（２）のとおり、法定雇用率を早期に満たすことができますようさらに障害者の雇用に取り組んでまいります。具体的にはまず本年度中に速やかに業務体制を検討しまして、非常勤職員の追加募集を行います。また来年度に向けまして、人事委員会等の関係機関と調整しながら、1次試験が今月21日に予定されておりますけれども、正職員の身体障害者を対象とした県職員の採用選考試験に加えまして、さらに追加募集を行うことを検討をします。それから、平成31年度以降においても職員の採用拡大を検討したいということでございます。さらに、知的障害や精神障害のある方の採用拡大についても検討してまいりたいと思います。最後に（３）でございますけれども、障害のある職員が働きやすい環境づくりが重要でございますので、職場におけるサポート、支援が行えるよう、障害者を受け入れる職員の意識啓発などを図りまして、受け入れ体制の整備にも努めていきたいというふうに考えております。報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 この報告というのは、最低ラインだと思うんです。やはりその最低ラインをしっかりと確保した上で、障害によっては、例えば心臓障害があるとか、精神の障害なんかは等級とかが変わることがあるんです。そういう運用的な部分もしっかりと確保していただいて、本当は報告以上に障害者の方も雇用できるような環境が一番あったらいいんですけども。もう一つ、手帳の有無にかかわらず、障害のある人が働きやすい環境というもの県庁全体で考えていただいてやっていただきたいと思います。

◎塚地委員 一つ、これは何でかなと思うのが教育委員会とか県警は、基本的に手帳で確認するというやり方をとっていたんだと思うんです。知事部局だけがなぜそういう運用になったのかというところが、県の組織全体として考えたときに、なぜなのかというのが率直な疑問なんですけれど、そこはどうなんですか。教育委員会サイドとか人事関係の障害者雇用について、お互い話し合ったり、連絡しあったり、そういうことはなかったんですか。

◎笹岡人事課長 私が存じている限りでございますけれども、この関係について、やり方、方法について、特に確認をし合ったりとか、そういったことは確認できておりません。今回の件があって、改めて、教育委員会ともやり方について確認できたといった状況でございます。

います。

◎君塚総務部長 一つありますのは、やはりずっとこの制度ができてから、今までの通知やガイドラインを見ても、厳格な手帳主義というのが余りはっきりわかっていなかったと。そうしますと、知事部局の場合、毎年秋に職員の人事調書とか申告なんかもしていただくので、かなり細かいところまで職員の状況というのを聞き取ります。その上で、我々としては所属とか配慮すべきところがあるかというのを考えて人事行政をやってきましたので、その点からこれは障害を持っておられると、かつ、手帳を持っていてもおかしくない人であるというふうに考えて運用してきたというのは、今回調査をやって何でかなというところがあってわかったところです。教育委員会ですと市町村教育委員会におられる方だったりするので、そこまで詳しく障害の状況とか配慮すべき状況というのは、県のほうでわからなかったのも、やっていなかったというのがあるのではないかと考えております。知事部局においては、より詳しくわかってしまうがゆえに、配慮しようというところに加えていたのではないかとということが今回わかったところです。ただこれもやはり改めていかなければいけないということを思っています。

◎塚地委員 今のお話はちょっと教育委員会にしたらどうかと私は思うんですよ。やっぱり教育委員会もそれぞれ勤務評定の関係もあって、個別に校長先生との面談もやられているわけなので、今の御答弁では、ちょっと余りに失礼なのではないかなというふうに思うので、そこはちょっと私は納得していません。

◎君塚総務部長 大変失礼しました。御指摘のとおり確かに各現場においては、そういう状況を聞き取っておられるでしょうから、あとはそれを、この障害者雇用率の報告というところで、我々把握しているところと報告するところが一緒だという趣旨での御説明だったので、済みません、そこはちょっと語弊があったかと思えますけれども。

◎塚地委員 この間、全盲の方の採用ですとか、障害者の皆さんが、通勤のときに介助員がいなくてだめですよというようなことは改めるとか、それなりの御努力をされてきたことは私どもも知っておりますので、やはりその姿勢をこれからどうさらに発揮していくということが多分問われてくるんだと思うんです。明確にここで今後の採用について、少なくとも手帳で確認できる人で法定雇用率は達成していくということで努力をされるということなんですけれど、それは非常勤職員、正職員と次々拡大していく、確実にふやしていくということなんですけれど、いつまでに法定雇用率を達成しますよという、期限みたいなことは御答弁ありましたか。

◎笹岡人事課長 今年度、来年度を目指して、労働局のほうにも今回下回ったということ報告しますので、来年度において達成する計画を出さなければいけない形になっております。実際に今回、非常勤職員と正職員の採用を努力していきますので、何とかそこを目指しながらやっていきたいなと思っております。募集もやって、業務を整理してというこ

とになってきますので、何とか目指してはいきたいと、努力してまいりたいと考えます。

◎塚地委員 随分と報道の関係もあって県民の皆さんには周知されることになっていると思うんですけど、障害者団体の皆さんなどとも協力していただいて、希望者をしっかり募って法定雇用率を達成するというあたりの努力をぜひお願いしたいと思います。

それで、ちょっと先のことでお伺いしたいんですけど、これから精神障害とか知的障害の方々にも職場に来ていただくというようなことを目指してくださると思うんですけど、その中で総務部長の御答弁でしたか、ジョブカフェこうちという働く職場と一緒にきてくださって、いろんな職場環境を整えたりしてくださるという方の人件費は何かこう、国のほうから一定の補助制度があるとか、それは、どんな形になるんですか。

◎笹岡人事課長 厚生労働省が出している資料上は、企業在籍型、駐在していただいて来ていただく部分については助成金が活用できるとなっているんですが、ただ、これが、我々、公共団体が使った場合に、そういう形で直ちにできるかということまではまだ調べてなくて、障害担当課にもお聞きしましたけれども、実際、公共団体が使っている例として愛知県があるようなんですが、余り広くは例がなくて、今後助成、支援も含めて検討といいますか、調べていながらやっていきたいと考えております。

◎上田（周）委員 関連しますけれど、民間企業に対しては達成してないところへ何らかのペナルティーがありますよね。行政にはそういう部分がないということで、県内34市町村で国の厚生労働省のガイドラインを厳格に守ってやっているとありますよね。そういうことを踏まえて、県として課題とか、この問題だけではなくて、今後いろんなガイドラインが示される中で、一定きちんと運用について共有するべきだと。そのあたりは。

◎笹岡人事課長 正直これまで市町村の動きといいますか、担当課とやりとりをしてきたということとはございませんでした。ただ、直接ではないんですが、労働局から市町村は1人退職されるとすぐ雇用率が下回ってしまうということで、速やかに対応されているところがあるというふうに聞きました。かなり意識が高いところがあると率直に感じておりますので、そういった今まで目を向けてなかった市町村の動きとか、今御指摘いただいたところも注意しながら、まずは我々自身の問題なんですけれども、しっかり市町村の動きとかも気にしながら、県としてよく範を示すべき立場ということで御答弁をさせていただきましたので、そこはしっかりとやっていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 今後、そういった広域で取り組むとか、一方で、今高知市を中心にれんけいこうち広域都市圏構想とかありますよね。やはりそういう中で、日常、こういう問題を契機に連携していくということを改めて必要性を感じますので、要請ということでよろしくをお願いします。

◎弘田委員 今後の対応ということで、少し自分の思うことを。障害者の働く場所をつくっていくということは本当に大切なことだと思います。障害者の立場に立って考えると、

多分喜びと思うんです。自分の力で収入を得て、その収入を得たもので自分が生活できるということが、障害者にとっても本当にうれしいことじゃないかなと思うんです。そういった障害者がうれしい環境をつくっていくということが大切なことですし、逆に考えてみると働く場の環境をきちんと考えていかないといけないと。例えば、ちょっと変な例になるかもしれないですけど採用試験を通して県庁に採用されて、後で精神疾患を患ってしまうというような方もいるんですね。ややもするとそういった方をカバーするために周りの職員は非常に大変な思いをしたりするという場合もあるので、きちんと職場環境を整えて、障害者も喜びであるし、周りの人もそういった障害者の方が入ってきたときにも通常に仕事ができ、仲間として仕事ができる。環境づくりに努めていきますと書かれていますので、大丈夫だとは思いますが、ぜひ、そういったことも考慮しながら進めていただければと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、今後の財政収支の見通しについて、財政課の説明を求めます。

○永淵財政課長 今後の財政収支の見通しと平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について御報告を申し上げます。総務委員会資料報告事項の財政課の1ページをお開きください。

今後の財政収支の見通しについて御説明をさせていただきます。財政運営におきましては中期的な収支の動向を常に念頭に置くことが重要であるという観点から毎年中期的な財政収支の見通しを作成し、9月議会で御報告させていただいているものでございます。本年度も昨年度の本県の決算状況や国の経済財政に関する試算なども踏まえまして、平成36年度までの財政収支の見通しを作成をいたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

下のほうの中長期推計のポイントの1にございますように、今回の推計では南海トラフ地震対策や大規模事業などに必要な経費を見込んでも、なお足元の財政調整的基金の残高を確保しているというところでございます。上の段の左側グラフをごらんいただきますと、昨年推計と比べまして財政調整的基金の残高の水準がやや下がっておりますものの、安定的な財政運営を行っていく上では一定の見通しを立てることができたと考えているところでございます。また下のほうのポイントの二つ目といたしまして、臨時財政対策債を除く県債残高、こちら、上段の右側のグラフにございますけれども国の経済対策に呼応いたしまして、県債の発行額が大幅に伸び始めた平成7年度末の残高5,206億円、これを下回る水準にございます。今後南海トラフ地震対策を含む、喫緊の課題に対応するために必要となる投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見通しを立てることができたところでございます。しかしながら、今回の7月豪雨被害への対応などによりまして、臨時財政対策債を除く県債残高は平成22年度以来、8年ぶりに5,000億円を上回る水準まで

増加する見込みとなりましたことから、今後の推移には留意をしていく必要があると考えております。他方でポイントの3にございますように、本県の歳入に占める地方交付税などの割合が高いということから財政運営が国の動向に大きく左右されます。したがって、今後も国の動向をしっかりと注視し、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を高めるため、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するなど気を緩めることなく安定的な財政運営に努めていく必要があると考えているところでございます。

2 ページ目以降に前提条件など今回の試算の概要の資料をおつけをしております。細かな説明は省略させていただきまして6 ページ以降の参考資料について御説明をさせていただきます。

6 ページは今回の推計における南海トラフ地震対策経費の概要についてまとめたものでございます。現行動計画をベースに所要額を網羅的に積み上げまして平成36年度までの7年間で2,112億円の事業費を推計に反映させたところでございます。

次に7 ページをごらんください。こちらは社会保障と税の一体改革の反映状況についてまとめたものでございます。下段の2 推計の概要にございますけれども、歳入では地方消費税率の引き上げなどにより、平成25年度と比較をいたしまして、平成26年度から平成36年度までの11年間で641億円の増を見込む一方で、歳出につきましては社会保障関係経費11年間で860億円の増を見込んでいるものでございます。

次の8 ページをごらんをいただきますと、今回の試算で見込みました大規模事業の一覧表をつけさせていただいてございます。御参考にしていただければと存じます。今後の財政収支の見通しの説明については以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 8 ページの大規模事業の中で土木部の8 の字関連事業、事業期間は平成36年度とあるんですけど、これが全て終わった段階で、8 の字ルートはどの程度の整備率なんですか。

◎永渕財政課長 今すぐにわかりませんので、確認させていただいて御連絡をさせていただきます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、財政課の説明を求めます。

◎永渕財政課長 続きまして9 ページをごらんをいただけますでしょうか。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び22条1項の規定に基づきまして、平成29年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の状況について御報告をいたします。

平成29年度決算に基づいて各指標を算定しました結果、いずれの指標についても早期健

全化基準を下回るなどの結果となっております。①の実質赤字比率、こちらは一般会計等を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますけれども、一般会計等がおよそ20億円の黒字ということでございましたことから該当なしとなっております。②の連結実質赤字比率、こちらは一般会計等に公営企業会計を加えた全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。一般会計等の黒字に加えて公営企業会計がおよそ92億円の資金剰余があったということからこちらも該当なしとなっております。③は実質公債比率でございます。一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率でございますけれども10.3%となっております。平成29年度は地方債の元利償還金等が増加をしたということなどによりまして、前年度から0.1ポイントの増となっております。

次に10ページをお開きください。④将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合でございますけれども、平成29年度は171.0%、地方債残高の増加や基金残高の減少などによりまして、前年度から9.7ポイント増加をしてございます。次にその下の資金不足比率につきましては資金不足を生じた公営企業はなかったことから、該当なしとなっております。以上で、財政課の報告を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 全体的に健全化の数字は良好ということですが、ちょっと教えていただきたいです。今の時期、市町村も議会等々でこの決算に対して、実質収支額が適切かということが議論になっていきます。参考に教えていただきたいんですが、今回は20億何がしの黒字額ですよ。去年が9億円と。10年ぐらい前は50億円ぐらいあった年もございますが、財政課として、実質収支額の財政上のテクニックもあると思いますが、大体おおむねどれくらいだったら適正かというような目安みたいなものは持っていますか。

◎永淵財政課長 何億円であればいいという純粋に厳密な数字というものを持ち合わせているわけではございませんけれども、昨年度で申し上げますと、オーテピア図書館の負担金が繰り越しをしたということもあって減少でございました。平成29年度について言えば20億円ということでございますが、結局、繰り越して半分は財政調整基金に積むということになります。必ずしもその額が多ければ多いほどいいという認識ではございません。厳密な数字何億円という基準を設けているわけではございません。

◎君塚総務部長 財政課長から話ございましたけど、実質収支額、式を見ていただくとわかりますとおり、歳入と歳出の単純な差額ということになります。そうしますと2月の最終補正の後で、最後どういうふうな歳入歳出が閉まったかというところが大きくございます。ですので、よくこの金額、今難しいと言いましたけれども、2月に最終補正を組んだ後に執行し切れなかった分とかが出てくると、実質収支は大きくなりますし、また翌年度

繰越財源なんかとの関係がありますので、一概には確かに多いからいいとか悪いとか、言いづらいところはございます。ですので、余り大きく変動しないように見込んでいくというのは財政課のほうの見立ての仕方かなというふうに思います。

◎上田（周）委員 一般的にこの表の下にあります標準財政規模の3%前後とかいうようなことも言われてますが、また、これは市町村振興課の部分になるかもわかりませんが、そういうお問い合わせがございましたら、町村議会、結構厳しくやりとりがあるようですのでその辺よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

続きまして、平成29年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 市町村振興課でございます。平成29年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の速報値につきまして、御報告をいたします。総務委員会資料報告事項の赤いインデックス市町村振興課の資料の1ページをお願いいたします。

まず、概要でございますが、健全化判断比率の四つの指標につきまして、早期健全化基準や財政再生基準以上となっている団体は、昨年度と同様、該当がございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計で経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、こちらも昨年度と同様、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の1会計のみとなっております。個別の指標について御説明をいたします。

2の実質赤字比率につきましては、昨年度に引き続き、実質収支が赤字の団体はございません。なお、県内市町村全体の実質収支は約60億円の黒字となっております。

また、3の連結実質赤字比率につきましては、こちらも昨年度に引き続き、連結実質収支が赤字の団体はございません。県内市町村全体の連結実質収支は約282億円の黒字となっております。

次に、4の実質公債費比率でございます。県内市町村の実質公債費比率の平均は10.6%で、昨年度より0.3ポイントの改善となっております。この要因といたしましては、繰り上げ償還や交付税措置率の低い地方債の発行抑制を行ってきたこと、借入金利が低下したことなどにより、実質的な公債費が減少してきたことによるものでございまして、近年一貫して改善傾向にございます。しかしながら、個別の団体で見ますと、比率が上昇している市町村もございます。実質公債費比率が18%以上である団体は地方債の発行に当たって県知事の許可が必要となりますが、昨年度の県内市町村では該当がなかったところ、本年度新たに土佐清水市が許可団体となりました。その要因としましては、過年度に実施した消防庁舎建設事業や清水中学校建設事業などの大型事業に伴う起債の元利償還が本格化したことや、人口減少や歳出特別枠の縮減などにより、分母となる標準財政規模が減少したことなどが考えられます。こうしたことから、土佐清水市においては、今後も当面は実質公

債費比率が高目の状況が続くものと見込まれます。当課としましては、土佐清水市の財政分析や財政健全化に向けた取り組みの検討に当たり、具体的な助言を行っていくことにより、土佐清水市のこれ以上の財政状況の悪化を防止し、安定した財政運営を行っていくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5の将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均値は48.5%でございます。昨年度より0.1ポイント改善をしております。この要因といたしましては、公営企業なども含めた地方債の償還にかかる負担見込み額が増となっているものの、若干の増にとどまっている一方で、職員の新陳代謝に伴う退職手当の負担見込み額が大きく減となったことによるものと考えております。

次に、6の資金不足比率でございます。県内市町村の会計のうち資金不足が生じているのは、高知市の国民宿舎運営事業特別会計と産業立地推進事業特別会計の2会計でございます。このうち、国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率は149%となっており、経営の健全化基準であります20%を超えております。資金不足比率が経営健全化基準以上となっておりますのは、平成7年度のリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還額が多額であることが主な要因となっておりますが、平成22年度から、10年間にわたって起債の元金相当額を一般会計から繰り入れることとしておりまして、これにより、今年度の比率が86.2ポイント改善をし、平成31年度決算では経営健全化基準を下回る水準にまで改善する見通しとなっております。

次の2ページには御参考までに、市町村ごとの健全化判断比率の一覧を掲載しております。先ほども御説明いたしましたとおり、各市町村の健全化判断比率は全体的に改善をしており、財政は総じて健全化に向かっているものと考えております。しかしながら、県内市町村は依然として交付税への依存度も高く、脆弱な財政構造となっている団体も多い状況にありますので、県としましては、今後も各市町村が南海トラフ地震対策や地方創生など、さまざまな地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を行っていくことができるよう、引き続き市町村に対して助言等行ってまいりたいと考えております。以上で当課からの報告を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

◎君塚総務部長 先ほど税務課の説明の中で、塚地委員から御質問がございまして、その状況について御説明をさせていただきます。

◎川崎税務課長 先ほど御質問のありました、増加する従業員の件でございますが、雇用保険一般被保険者に該当される方が対象ということで、1週間当たりの労働時間が20時間以上であれば対象となるということでございました。

◎塚地委員 20時間、1週間で。

◎川崎税務課長 1週当たりの労働時間20時間ということでございます。

◎明神委員長 以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 まず、説明に先立ちまして、教職員の不祥事2件について御報告をさせていただきます。1件目につきましては、県立高等学校の教諭が農業実習で生徒が生産した農産物などの売り上げ金の一部を横領した事案でございます。当該教諭に対しましては、9月11日付で免職の懲戒処分といたしております。2件目は県立高等学校の教諭が顧問を務めます部活動の部員に対し体罰を行った事案でございます。当該教諭に対しましては9月11日付で1カ月、給与の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を行っております。子供たちの倫理感、それから社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員がこのような遵法精神の欠如した行為を行い、また、人権を侵害する行為をしたことは極めて遺憾なことであります。教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させ公教育への信頼を大きく損なう不祥事が連続して発生し、県民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことを重く受けとめ、深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

教育委員会といたしましては、服務規律の徹底や研修はもとより、学校内で教員同士がサポートし合い、チーム学校として組織的にOJTを通じた人材を育て、育成する仕組みを構築することで、不祥事防止につながる職場環境をつくり上げてまいります。加えまして教職員一人一人に高い倫理感、規範意識を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど高等学校課長から説明をさせていただきます

それでは、議案の説明をさせていただきます。9月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成30年度一般会計補正予算議案のほか条例議案1件となっております。資料につきましてはお手元に配付されております資料②平成30年9月高知県議会定例議会議案説明書の104ページをごらんください。教育委員会補正予算総括表となっております。

教育委員会所管の補正予算は1億966万1,000円の増額補正となっております。まず、教育政策課につきましては、平成31年度に大学院へ派遣する教員に係る入学金を負担金として計上するとともに、市町村立学校において児童生徒にかかわる教員の事務的業務を情報システムに集約しまして、教員の業務負担の軽減を図ります校務支援システムの整備を行う経費の増額補正をお願いするものでございます。

次に文化財課につきましては、昨年10月の台風21号の影響によりまして崩落しました高知城の石垣の改修工事の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じ資料の107ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。上段の市町村立学校校務支援システム整備等委託料は、先ほど御説明しました市町村への校務支援システムの導入に係ります平成31年度分の経費につきまして債務負担をお願いするものでございます。下段にあります県立学校のコンピューター用ソフトの使用料につきましては、県立学校で児童生徒及び教職員が使用しますコンピューター用ソフトにつきまして、3年間のライセンス契約により一括調達するため債務負担行為をお願いするものでございます。

次の108ページをお開きください。県立学校整備事業費につきましては、平成33年度の病弱特別支援学校の移転開校に向けまして、既存の体育館の非構造部材の改修工事を実施するため、債務負担行為の増額をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料④の2ページをお開きください。

中ほどにございます、高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。この条例は、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震の被災者が、県立学校等に入学または転入学する場合につきまして、入学手数料等を徴収しないこととするとともに、今後、このような災害が発生した際に機動的に被災者支援を行うことができるよう、入学手数料等の減免規定を追加しようとするものでございます。各議案の詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございますが、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほかに4件ございます。まず、教育委員会における障害者雇用についてでございます。このことにつきましては、今回改めてその状況を精査することが必要となり、再調査を実施しました結果、障害者手帳の所持の確認が不十分であったことが判明いたしました。あわせて、模範となるべき公的教育機関でありながら、本年度においては定められた雇用率を満たすことができなかったことに対しましておわびを申し上げます。この障害者雇用につきましては、6月議会の一般質問の中で、私が答弁をさせていただきましたが、今年度は法定雇用率が上がるということもございまして、教育委員会としては法定雇用率を下回ることを想定されておりましたことから、できるだけ早期に達成できるような取り組みを始めております。その内容等につきまして、教職員・福利課長から御説明をさせていただきます。

次に、県立高等学校再編振興計画後期実施計画策定に係る最終取りまとめの概要についてでございます。平成31年度から5カ年にわたる後期実施計画の策定に向けまして、5月末の中間取りまとめを受けて、各校の特色を生かした振興策などの検討を進め、9月の教育委員会を経て最終取りまとめを行いましたので、その概要につきまして高等学校課から説明をさせていただきます。

次に、養護学校の校名変更についてでございます。県立特別支援学校のうち、校名に養護学校を使用している4校につきまして、特別支援学校を使用した校名に変更を検討していることにつきまして、特別支援教育課長から御説明をさせていただきます。

最後に、免震装置問題による新図書館等複合施設オーテピア開館時期遅延に係る費用請求についてでございます。免震装置問題に係る費用請求に関しましては、これまで東洋ゴム株式会社と協議を行ってきましたが、7月にオーテピアが開館したことに伴いまして、請求費用のもととなる期間が確定しましたので、東洋ゴム工業株式会社への請求内容を整理し、その内容につきまして、新図書館整備課長から御説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。高知県社会教育委員会、高知県立図書館協議会を7月に高知県文化財保護審議会を8月に高知県いじめ問題調査委員会を7月及び9月にそれぞれ開催をいたしております。各審議会の審議項目等につきましては資料のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきまして、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜教育政策課＞

◎明神委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 平成30年度9月補正予算議案について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書補正予算の105ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。後ほど詳しく御説明いたします市町村立学校への校務支援システムの導入に関しまして、歳入予算を計上しております。7番、分担金及び負担金の(4)教育政策費負担金は、市町村立学校への校務支援システム導入に関します市町村等の負担分でございます。9国庫支出金の(2)教育政策費委託金生涯学習振興事業委託金は、今回の市町村立学校への校務支援システムの導入が国の実証研究モデル事業に採択されたことによります国からの委託金でございます。

続きまして、106ページをごらんください。歳出について右側の説明欄に沿いまして、内容を説明させていただきます。

1番、教職員費の職員研修負担金でございます。本県では、教育課題の解決に向けて取り組みの中核となる教員の計画的な育成を目的としまして、高知大学及び鳴門教育大学に派遣する教員に対し、その入学料及び授業料の半額を県が負担しております。このうち、入学料につきましては、本来であれば入試に合格しましたら、入学手続の際、つまり派遣前年度に各大学にお支払いをすべきものでありますけれども、これまでは各大学に徴収猶予申請を行い、派遣年度にお支払いをしていたところでございます。本年度、高知大学に教職大学院が開設されたことを機に、大学側と改めて事務手続を協議しましたところ、大

学院募集要項の規定に沿いまして、派遣前年度に入学手続を行う際に入学料を支払うことができるよう、取り扱いを見直すことにしましたので、今回の補正予算において平成31年度に派遣予定の教員の入学料183万円について計上をさせていただいているものでございます。

続きまして、2情報教育推進費でございます。市町村立学校校務支援システム整備等委託料として8,976万円、事務費として131万円を計上しております。こちらの内容につきましては、総務委員会資料の議案説明資料、教育政策課のインデックスのついた1ページをお願いいたします。

市町村立学校への校務支援システムの導入について御説明させていただきます。県教育委員会では、教員が子供たちにしっかりと向き合う時間の確保や教員の肉体的、精神的負担の軽減に向けて教員の働き方改革を進めているところですが、現在、市町村が所管いたします公立小中学校におきましては、多くの教員が児童生徒一人一人の出欠や成績などに関するさまざまな書類を、手書きでありますとかワープロソフトなどで作成をしております。これに伴う事務的な業務負担が課題となっているところですが、あわせまして、教員の勤務時間の総量を把握する仕組みが整っていない学校も多く、具体的な業務改善策を検討するための基礎的なデータも得られない状況でございます。また、生徒に関する情報が紙ベースで各学校で管理されているため、火災や水害、地震などの災害が発生した場合に重要な個人情報が増失するおそれもございます。こうした課題に対応するため、県立学校においては平成29年度より全ての中、高等学校に校務支援システムを導入し、教員の業務負担の軽減を図るとともに、生徒情報の電子データによる管理を行っているところです。このシステムを市町村立の小、中学校にも導入を図るため、昨年8月から市町村教育委員会と合同で県教育委員会といたしまして、勉強会などの取り組みを進めていたところですが、昨年末に国のほうで中央教育審議会が取りまとめた学校における働き方改革に関する総合的な方策中間まとめの中で、都道府県単位での校務支援システムの導入が提唱されたところでございます。これに伴いまして、国のほうで都道府県単位のシステム導入に関します実証事業が予算化されるなど、市町村へのシステム導入を後押しする機運が高まっていたというところでございます。本県といたしましては、この機を逃さずにシステムの導入を図るため、国の事業の応募とあわせまして、本年5月から全市町村の教育長で構成いたします市町村教育委員会連合会と連携しまして、校務支援システムの検討に関する協議会を立ち上げ、システムの導入に向けた具体的な協議を重ねてまいりました。こうした中、来年度から2カ年の内に全ての市町村にシステムを導入する本県の事業計画が国の実証事業に採択をされましたことから本予算案に計上するものでございます。

システムの主な機能につきましては、資料の①にございますように、児童生徒の出欠、成績、保健、日常の所見などの基礎的な情報、また、教員の勤務時間などのさまざまな情

報を登録管理いたしまして、必要な帳票を作成する校務支援機能に加えまして、職員間のメッセージのやりとりやスケジュール管理、掲示、回覧板機能など、校内の情報共有を図るグループウェア機能を整備したいと考えております。これらの機能を活用することで、教員の事務的な負担の大幅な軽減や情報共有のための会議時間の短縮などを図りまして、1日当たり約20分程度の業務時間削減を目標に取り組んでまいります。システムの導入によって生み出された時間と労力を教員の本務であります児童生徒としっかりと向き合う時間に充てることで、教育の質の向上につなげてまいりますとともに、既に県立学校にシステムを導入済みであります本県の強みを生かしまして、公立の小・中・高等学校間での児童生徒が進学する段階での情報を確実に承継し、切れ目のない指導に活用してまいりたいと考えております。

次に、②導入に要する経費につきましては、本システムの利用者は、市町村立小中学校の教員であります。教員の働き方改革の推進や県費負担教職員と県立学校教職員との公平な業務環境の確保、小中高のデータ連携など、県立学校にも導入のメリットがあることなどを勘案し、システム構築費に関しましては、まずは国の事業を活用しつつ、サーバーの構築や平成32年度にシステムを導入する市町村の経費など国費の対象外となる経費につきましては、県と市町村で折半することとしております。なお、補正予算の部分にA市町村、平成31年度予算の部分にB市町村とありますのは、Aは先行的に来年度からシステムを導入する26市町村、Bは平成32年4月からシステムを導入する8市町村1学校組合でございます。2カ年で総額1億2,000万円余りの事業費のうち、実質的に県が負担する金額は2,600万円余りとなっております。また、構築後の運用保守経費、いわゆるランニングコストにつきましては、来年度当初予算での計上を予定しておりますが、県が事業者と一括契約を行った上で、利用者であります各市町村が負担をすることとしております。市町村ごとの金額につきましては、学校数や教員数、生徒数などをもとに算出いたしまして、歳入において負担金として受け入れる予定としております。こうした費用負担のあり方やシステムの基本的な運用等につきましては、予算議決後に県と各市町村との間でそれぞれ協定を締結してまいりたいと考えております。

最後に③導入に向けたスケジュールでございます。今回の補正予算をお認めいただきましたら、年度内にシステムの構築を行い、まず来年4月には国の事業において業務削減効果を検証いたします効果測定重点校5校から運用を開始します。2学期には先行導入を行います26市町村の小中学校が運用を開始し、平成32年4月には全ての市町村への導入を完了する計画としております。教員の業務負担軽減に向けて、スピード感を持って県内全域への導入を進めてまいりたいと考えております。

資料②議案説明書補正予算の107ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。市町村立学校校務支援システム整備等委託料は、御説明をいたしました市町村立学校へ

の校務支援システムの構築に関しまして、県が平成31年度に支出する経費に係るものでございます。二つ目の県立学校コンピュータ用ソフトの使用料につきましては、県立学校において使用いたしますコンピューターのソフトウェアにつきましてライセンス契約において、一括調達を行うことで、現行のマイクロソフト社とのライセンス契約が来年2月末をもって終了することから、本年度当初予算分と合わせまして、引き続き、平成31年3月から3年間の複数年契約で調達を行おうとするものでございます。以上で教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 12時半から決算特別委員会の組織委員会があるため、ここで休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時45分～12時59分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

教育政策課の質疑を行います。

◎黒岩委員 市町村立学校の校務支援システムの導入についてであります。システムを導入することによって県立高校とデータの連携が図られるということでございますが、県立学校が平成29年度から採用しているわけですけれども、県立学校の効果等はどのような検証をされているのか、まず伺いたいと思います。

◎酒井教育政策課長 県立学校につきましては平成29年度からシステムを導入しておりますが、私ども県立学校の教職員に対しましてアンケート調査を実施いたしました。その結果、1日当たり30分以上の業務の削減効果があると回答した教員が半数いたというような状況でございます。したがって、導入初年度でそのような御回答いただいていることはかなりの効果があったものと受けとめております。

◎黒岩委員 連携を図っていくということでもありますから、県立学校のシステムを導入する企業と同じ内容のものを導入するということですか。

◎酒井教育政策課長 具体的な企業につきましては、プロポーザルで入札を募るというふうに考えておりますので、必ずしも県立学校が今入れている業者を、例えば随意契約で契約するということを想定しているわけではございません。

◎黒岩委員 こちら側で県立学校と連携を図る上で、主要なシステムの内容についてはこういうふうにしてくださいということで、それに対してプロポーザルを行っていくということですね。

◎酒井教育政策課長 そのとおりでございます。

◎黒岩委員 国の重点校ということで5校選んでおりますが、この5校を選んだ背景は、どういうところからこの5校にしているんですか。

◎酒井教育政策課長 この5校につきましては、この校務支援システムを導入する際に、私ども県と市町村の教育委員会連合会との間で検討会を立ち上げて検討を進めてまいりました。その検討会の構成員の市町村の学校から、学校規模、中心部であるとか中山間地域、そういったものの地域バランスを考えて選定をさせていただいております。

◎黒岩委員 国の制度を活用してということですが、3段階になっていますよね。平成31年度、32年度で全校ですが、この3段階に分かれた背景は。

◎酒井教育政策課長 まず第1段階の5校につきましては、効果測定重点校ということでモデル的にまず最初に取り組んでいただくという学校でございます。第2段階は26市町村第3段階が9市町村ということになります。この第2段階と第3段階の違いにつきましては各市町村のほうに御意向を募って、どちらからされるかということのを伺った次第でございます。特に第3段階、平成32年度からされる市町村については、どうしても今使っている市町村のシステムの関係でありますとか、財政事情上どうしてもというようなことがあるということで承っております。

◎黒岩委員 働き方改革という視点から見て、一日当たり20分程度の削減を目指すということになっているんですが、教員の皆さんの仕事の煩雑さというのがあるんですけども、イメージとして20分程度というのは、大体どんな感じですか。

◎酒井教育政策課長 具体的にこのシステムで軽減される業務は何点かございますが、まず一つは成績処理です。日ごろの先生方の児童生徒の学習、テストとかを行った際に、その入力とかをしていきますが、一度入力しますとそのデータが全て引き継がれるようになりますので、そういった成績の処理がシステム化によって非常に簡略化される。あとは校務文書と呼ばれるものがございます。さまざまな処理をしますけれども、それについても、システムで一括入力しますので、それについて非常に軽減化されるということでございます。今、20分というふうに申し上げましたが、これは平均して20分ということで考えております。特に削減効果が大きいのが学期末を想定しております。日ごろ成績処理を入力しておりますと、学期末には自動的に平均点が出てきたりとか、システム出力ができるようになりますので、今ですと先生方はどうしても成績をつけるときにもう1回見直して1から計算していますが、そこが大幅に軽減されるということで、イメージとしては日ごろの時間よりも学期末の時間が大幅に軽減されることによる平均の20分ということになります。

◎浜田（豪）委員 先ほどの黒岩委員の話の中で、県立学校に導入してよかった点は30分短縮ということですけど、デメリットというか、戸惑いというか、導入したことによって、どういうところが前と違って、まだしっくりきてないというか、そういう点はあるのでしょうか。

◎酒井教育政策課長 私どもお聞きをしておりますのは、どうしてもこういうシステムになれていない年配の先生方が急にこういうものが入って、ちょっとそういうのは聞いてな

いよというようなところで、そういった戸惑いというような言葉を聞いております。最初にシステムを習うための勉強の時間が必要だったというのは聞いておりますが、これを導入することで業務がふえたとか、働き方改革に逆行しているというようなお声は聞いたことがありませんので、システム導入の戸惑い、そういった点だけがあるというふうに受けとめてございます。

◎**浜田（豪）委員** これをさらに市町村に導入しても同じような感じでなるといふ、完全になじむまでは少し様子見という感じなんではないでしょうか。

◎**酒井教育政策課長** どうしてもこういう情報システムにつきましても、学校のみならず県庁全体もそうですが、やはり入ってなれるまでは少し時間を要するというのはあるかと思っております。それまでの時間は少し先生方が習う期間というのは必要になるかと思っておりますが、これが普段の業務の中で一般化するというふうになりますと、どんどんなれていくと。先行導入しております大阪市からお伺いしますと、初年度よりも2年目のほうが削減効果はかなり上がったとお聞きしておりますので、年数がたつにつれて非常に先生方はなれていかれるんじゃないかと思っております。

◎**浜田（豪）委員** 若い人が入れば入るほどこういうものになれた人が多いと思っておりますので、さらによくなると思っております。

◎**大野委員** 市町村に入る場合にはサーバー型になるのか、クラウドになるのか。

◎**酒井教育政策課長** 県が一括でサーバーを構えておまして、県のサーバーに市町村のL G W A N系がつながっております。その経路を使って入ってくるということになります。

◎**大野委員** 今の現状を見ると学校に端末が大分足りないのではないかなと思うんですけど、端末の補助とかはどうなりますか。導入に当たって市町村に対する補助はあるんでしょうか。

◎**酒井教育政策課長** 具体的な補助として予定しているものはございませんが、私ども最新で先月お聞きした限りですと、校務支援システムと直接の関連ではないんですが、昨年度、ネットワーク分離としまして、インターネットに接続するものと公務に接続するものを明確に分けてくださいというようなことをお願いしてまいりました。全ての市町村で今分けられている状況ですと、公務に使うシステムなんですけど、これを優先的に各市町村が構えていらっしゃるからお聞きをしておりますので、1、2市町村はまだ全ての先生方にといいことにはなっていないと伺っておりますが、ほとんどの市町村はほぼ1人1台ぐらい構えられているとお伺いしております。

◎**土居委員** 各学校に端末が普及していくということだと思っておりますけれども、以前こういったシステムに対する不正アクセスの問題等が指摘されたことがあるんですけど、このシステムについてセキュリティー対策は万全なんですか。

◎**酒井教育政策課長** 先ほど大野委員からの御質問に対する回答を申し上げますとおり、

システムの分離というものを昨年行っております。本システムは校務系というところでインターネットからは完全遮断された空間の中で作るというシステムになりますので、外部からのウイルスでありますとか、進入というものは基本的に想定されていないものになります。仮の場合も、県庁のサーバーと全く同じものを使いますので、本県の中で最高水準のセキュリティーを確保するという事になってございます。

◎塚地委員 今の関連なんですけれど、県立学校のほうで外部への情報流出とかを防ぐために完全に分離する。先生方は2台パソコンを持つという形になっていると思うんですけれど、小中学校の場合はそれは先ほど言うと、とりあえずこの校務分の1台をそれぞれの先生に持っていただくという形ですか。

◎酒井教育政策課長 市町村の学校につきましては、市町村立学校ということで対応がさまざまでございます。県立と同じように2台パソコンを持って使っている市町村がある一方で、県庁職員もそうなんですけど、1台のパソコンの中にインターネットと公務というのが仮想というところで1台の中で分離をしているというものもございます。さまざまな形式をとっている自治体があるというふうに伺っております。

◎塚地委員 ここを見ると、個人情報満載のデータを入れることになるので、先ほど土居委員からもお話があった外部流出という問題ですとか、相当注意をしなければいけないんだと思うので、そこのところを万全にさせていただきたいということが一つと、導入当初、県立学校に入れたときに不得意な先生もいて、ネットに詳しい担当の先生が物すごく過重になって、やはり入れたときの過重分は一、二年するとなれるんだと思うんですけれど、校内で相当目配りをしておかないとすごく大変な先生ができましたよという御報告もあって、学校の中で例えばこの先生が担当になるとか、そんな形の制度的なものはどうなっていますか。

◎酒井教育政策課長 各市町村の事務局、そして各学校にまず情報の担当者を置いていただくということをお願いしたいと考えております。今、塚地委員から御指摘があったようなこともありますので、私どもとしましてもシステム導入までに計画的に研修というものを出していただいて、まず学校の代表者に研修をさせていただき、その代表者が校内のほうで研修していただくような形をとって万全の体制を整えたいと思っております。また、市町村のほうには私どもお願いとしましてICT支援員、このシステムを入れる際に国のほうからICT支援員のような方々を確保することも重要だと言われておりまして、その確保を各市町村をお願いをしていきたいと思っております。

◎塚地委員 データ管理のことなんですけれど、結構今は点数の丸つけとか持ち帰りで作業されている先生も多くて、こうなると外へ持ち出したらいけないんで、一切できなくなる。その分、結構、土日に集中して学校に出ることが多くなったというお話も伺うんです。なれるまでの間かもしれないんですけども、そこらあたり配慮していただいたらと

思います。もう一点が小中高と連携していくということで、個人データを一人一人小学校から中学校、中学校から高校みたいにつながようになっていくんですか。

◎酒井教育政策課長 将来的にはそのような形をとりたいと思っておりますが、当然個人情報保護法制との関係があると思っております。その法制の認められる中でやっていくものだというふうに考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜高等学校課＞

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、高等学校課の所管分について御説明をさせていただきます。議案説明資料の赤色のインデックス、高等学校課の1ページをごらんください。

今回の改正は、資料の条例改正の概要にありますように、1点目といたしまして、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震で被災した生徒が、本県県立中学校または県立高等学校に入学または転入学する場合について、入学手数料及び入学料を徴収しないこととするものでございます。2点目といたしまして、今後同様の大規模災害が発生した場合に必要なと認める場合は、当該災害における被災者の入学手数料等の全部または一部を免除することができるように、条例の本則の改正を行うものでございます。幡多看護専門学校、高等技術学校、農業大学校、県立中学校・高等学校ともに、同様の改正となりますことから、9月議会におきまして合わせて改正するものでございます。

資料の1の平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震に対する対応をごらんください。(1)の平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震の経緯にありますように、まず、今回の豪雨災害及び地震が災害救助法の適用を受けたこと。また、文部科学省からそれぞれ入学手数料等の免除等について配慮するようとの通知が発出されたことを踏まえまして、被災者が本県の県立中学校または高等学校に入学または転入学する場合には、入学手数料等を徴収しないこととするために、高知県立学校授業料等徴収条例の附則に規定を追加する条例改正を行うことで対応してまいります。

資料の(2)現在の対応状況にございますように、条例が改正されるまでの間は入学手数料及び入学料の徴収猶予に関する取扱要綱を制定いたしまして、徴収を猶予することで対応してまいります。その上で(3)にありますように、条例改正後は入学手数料及び入学料の不徴収の要綱を制定し、徴収猶予となっていた入学手数料等を災害発生時にさかのぼって不徴収とする手続をとってまいります。この入学手数料と入学料の不徴収につきましては、東日本大震災及び熊本地震においても同様の対応を行っておりまして、東日本大震災では7名の申請があり、熊本地震では現在のところ申請はございません。

次に右の欄の2今後の災害時の対応についてでございます。(1)の課題にございます

ように、授業料につきましては現行の条例で免除する規定がございますが、入学手数料及び入学料については免除規定がないため、これまでの対応はこの災害に限ってという形で条例の附則に規定を追加することで対応してきております。このため、災害のたびに条例の改正が必要となり、被災者の支援に一定の時間を要しておる状況でございます。他県におきましては、既存の条例の中で免除等の措置をとることができるようになっていくことが多く、中四国では本県と島根県以外は条例の本則に免除規定を設けております。このことから、本県においても今後、南海トラフ地震等の大規模災害時においても機動的に被災者支援を行うことができるよう、入学手数料及び入学料の免除規定を高知県立学校授業料等徴収条例第6条に明記することで対応してまいります。なお、現在のところ7月豪雨、北海道胆振東部地震での転入学等の問い合わせはございません。以上で高等学校課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 基本的に前向きな改善なのでいいと思うんですけど、対象者は災害救助法が適用された市町村に限定されているものなんですか。

◎竹崎高等学校課長 この改正におきましては、被災地域に住所または居所を有していた者ということになっております。

◎塚地委員 この間、ここの地域に指定されてなくても、当然、市町村またがただけで同じように豪雨を受けているけど、こっちは件数が少ないんで、被害を受けていても対象にならないというようなことが、被災者生活再建支援法でもちょっと問題になってきていて、例えば知事が特別に認めたものみたいな、そういうものがあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう検討はされたことはないですか。

◎竹崎高等学校課長 現状でその部分の検討はなされておりませんが、奨学給付金という無償で給付される奨学金がございますけれども、この中には急変によって家計が厳しくなった御家庭に緊急的に援助するというような制度もございますので、そういった制度を活用していただいて支援をしていくというような状況かと思えます。

◎塚地委員 今回の出された条例に入らなければなかなか今手直しというのは難しいかもしれないんですけど、今後そのあたりのことも、災害救助法の適用外の市町村への対応というのも深まってこようと思うんです。ちょっとそういう状況を見ていただいて、個々に限定しない、災害救助法が適用された市町村だけでないまたがった形の、近くで災害を受けた方もおられるので、そういう方に対しても対応できる何かを今後御検討いただけたらなというふうには思います。

◎伊藤教育長 災害があつて災害救助法の適用もありますけれども、文部科学省のほうからここにありますように各都道府県に対して手数料の減免に対する配慮を求める通知、これの中でどういうところを指定してくるかという話も出てきます。だからどこで線引きを

するかと、今委員が言われたようなお話も確かに今回、いろんな話が出てきていますので、こういったところの中で準ずるとかというように出てくると、決めた条例でも対応しなくなるということなので、他の県なり文部科学省ともそこら辺の調整、お話しはしていきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜特別支援教育課＞

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課の補正予算について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書補正予算の108ページをお開きください。

現在、県立特別支援学校に関しましては、平成28年5月に策定をいたしました県立特別支援学校再編振興計画第2次に基づきまして、病弱特別支援学校の再編振興を進めています。この計画では、高知市新本町の高知赤十字病院の北隣にあります高知江の口養護学校本校につきまして、児童生徒の実態の変化や南海トラフ地震に対応するため、高知市大原町の県教育センター分館があります敷地に平成33年4月に移転開校することを目指しまして、施設整備を進めているところでございます。大原町の学校施設の移転整備に当たりましては、鉄筋コンクリートづくり4階建ての校舎の新築、グラウンドの造成、体育館の整備を行うこととしており、現在実施設計が終了いたしまして、分館の解体工事に着手をしようとしているところです。このうち体育館につきましては、現地にあります既存の体育館を改修して使用することとしておりますが、この体育館につきましては、これまで避難所に指定されていなかったことから、非構造部材の耐震調査あるいは改修がまだ実施されておりました。体育館の改修につきましては、校舎の新築工事とあわせて行うことが合理的であることから、この体育館の非構造部材の耐震改修以外の改修につきましては、今年度当初予算に病弱特別支援学校の整備事業費としまして、校舎の新築費等を債務負担でお認めをいただいておりますけれども、その上で、このたび、校舎の実設計とあわせて非構造部材の耐震調査を行いましたので、その結果を踏まえまして、耐震改修に必要な工事費等1,472万2,000円を加えまして、債務負担限度額を16億5,621万円に増額することをお願いするものでございます。説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 県立学校のエアコン設置がずっと進んでいて、各教室済ましていただいておりますけれども、病弱の特別支援学校という性格からすると、例えば今回行われる体育館なども極めて良好な環境のほうがよろしいんじゃないかというふうに思っていて、ここにエアコンが導入されるかどうかというのはどうでしょうか。

◎橋本特別支援教育課長 今回体育館の改修を行う際には、体育館のほうにもエアコンを設置することにしております。

◎塚地委員 ほかの県立の体育館は今どういう状況に。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課ですけれども、ほかの県立学校は今のところ体育館にはエアコンは入っておりません。

◎塚地委員 特別支援学校は全部入っているんですか。

◎橋本特別支援教育課長 体育館というふうな大きな施設を有しているところは入っていないんですけれども、屋内体育館のような形で小さな体育室程度の体育館のようなものを備えている学校については、エアコンが入っているところもあります。

◎塚地委員 基本的に避難所になっている部分も多いので、予算的には大変だと思いますけれども、ぜひ体育館へのエアコン設置も進めていただけたらと思います。よろしく願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜文化財課＞

◎明神委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 文化財課でございます。文化財課の補正予算について御説明を申し上げます。お手元の資料②議案説明書補正予算の110ページをお願いいたします。

右の説明欄をごらんください。補正の内容は、昨年10月の台風21号により被災した高知城梅ノ段石垣の改修工事費について1,675万1,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては昨年10月22日に本県近くを通過した台風21号の影響で、高知城梅ノ段北側石垣付近のタブの木が倒れた際に、木の根っこが石垣に絡まっていたことから、周辺の石垣が崩落をいたしました。昨年度はこの石垣の改修工事の基礎資料となります計画図を作成するための測量及び地盤の状況調査を実施し、これを受けまして本年度は設計作業を進めてまいりました。設計に当たりましては、石垣の専門家で構成します史跡高知城城跡整備委員会石垣部会にお話をお伺いしまして、修復範囲などを検討してまいりました。このたび設計概要がまとまりましたので、工事費の補正をお願いするものでございます。工事費につきましては、国から2分の1の補助を受けられる予定となっております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 石垣に根っこが絡んで倒れて石垣の修復ということになるとすごく予算がかかることになって文化財を壊すことになるんですけれども、お城全体の中でそういう危険性のあるところ、危険性のある樹木など、全体のチェックはされているんですか。

◎中平文化財課長 石垣の周辺に大きな木があったらどうしても根っこが絡んでくるので、石垣保存という意味合いから申しますと、木は大きくなったら伐採していくということを基本にしてございます。一方、景観というところもございまして、そこは専門家の方の御意見も伺いながら整理をするということで、現在工事します所のすぐ隣にもかなり大き

なクスノキがございまして、これは、来年度以降、早目に伐採をしないといけないという
ような御意見も賜っている箇所もありますし、三の丸へ上がるころの階段のところの松
も非常に景観はいいんですけど、根が絡み過ぎて怖いということでガードをしている箇
所もございしますが、あれなんかも余り時間がたたないうちに伐採をするということも計画
していかなければいけないという状況でございます。

◎塚地委員 その大きなクスノキも伐採する必要があるのではないか、何とか置けるの
ではないかという中で、ぎりぎりの線で今保ってくださっているというふうに思うんです
けれど、安全性というのが大事なことでもありますが、一方で景観という御意見もあって、
そこをなかなか難しいかもしれないんですけど、きちんと説明していただいたらわから
ない話でもないので、こういうふうに危険なんですよというあたりのきちんとした説明を
していただいて伐採するようにしないと、また、いろいろな御意見で混乱を来すことにな
ってもいけないので、そこらあたりの周知の仕方というか、今後ちょっと丁寧な対応が必
要じゃないかと思うんですけど

◎中平文化財課長 委員仰せのとおりでございますので、伐採計画して必要になりましたら、
速やかに情報発信して御意見を賜ると。必要性をきちんと説明していくという基本姿
勢で対応していきたいと思えます。

◎浜田(英)委員 高知城のように重要文化財はこうして県費ですぐ直るんですけども。
各市町村には登録文化財がたくさんあります。私も登録文化財の家に暮らしているんです
けども、なかなか修繕に関しては、そこで暮らしている人はみんな自腹でやっております。
1 登録文化財当たり、国から16万8,000円の特別交付税が各市町村に入るんですよ。各市町
村は特別交付税が入るけれども、文化財になるということで固定資産税が一定減免になり
ます。その分市町村税収が減った部分を特別交付税で補填をしているんだということで。
特別交付税で入った16万8,000円を特別会計に別途置いていただいて、そこから本当は登録
文化財の修繕に一部負担していただいたらいいんですけども、ほとんどやってくれない
です。だから特別交付税が一般財源として使われているので、どういうふうに入れたか全
然わかりません。田野町のように条例をつくってやってくれるところもあるんですけど。
奈半利町も古民家で暮らしている方がいますけれど、結局、毎年毎年台風のくるたび
に修繕等もほとんど自分たちでやっていかないといけない。直すときも好きなようには直
せない。もとあったような材料を使って、ほぼ、もとのように復元するような形でやら
なければいけない。制約もいろいろ多い中で、市町村の文化財に対しても県が一定補助する
よというような施策をつくっていただけたら、県が出せば市町村も出そうかというふう
になる可能性があると思うんです。ぜひとも登録文化財の維持修繕等に関して、住民の方
々の負担が少なくなるような、そういう施策を一度考えていただきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会から5件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

まず、教育委員会における障害者雇用について、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 教育委員会における障害者雇用の状況と法定雇用率の達成に向けた取り組みにつきまして報告をさせていただきます。総務委員会資料の報告事項の赤ラベル、教職員・福利課のページをお開きいただけますでしょうか。

まず1 障害者雇用の状況等をごらんください。今回、知事部局と同様に改めて調査を行いました結果、平成30年度の雇用率につきましては2.3%から2.09%となり、法定雇用率2.4%を下回る事となりました。これはことし6月の調査では、障害者手帳を持っている実人数を93人と報告しておりましたが、今回の再調査の結果、10の方が手帳を所持していない等の理由で83人に修正を行ったことによるものでございます。この不足人数を満たすためには、その表の右端でございしますが、18人を新たに雇用する必要があります。また、平成29年度の雇用率につきましては2.21%から2.27%となりました。昨年度の法定雇用率は2.2%でしたが、再調査で新たな手帳所持者6人から申し出がございましたため、雇用率が向上したものでございます。今回、雇用率の訂正をせざるを得なかったことはまことに申しわけなく、今後はガイドラインを踏まえて厳格な運用を行ってまいります。

次に、2番としまして、平成30年6月調査以降の取り組み状況をごらんください。まず、教員採用審査におきまして、本年度も、障害のある人を対象とする選考審査を実施しました結果、2人の受審者のうち1人を採用候補者名簿に登載しております。

次に(2) 県立学校における非常勤職員の採用ですが、これは6月議会の一般質問の中で、教育委員会における障害者の雇用状況につきまして、橋本議員から御質問を受けまして、この時点で法定雇用率を下回ることが想定されておりましたことから、県教育委員会事務局としまして県立学校において非常勤職員を採用する取り組みを始めております。その表にございすとおおり、既に3校3人の方を採用したところでございます。なお、採用によりまして、現時点での法定雇用率達成に向けた不足人数は16人となっております。そのほかにも求人中が2校、求人ができるよう手続中の学校が1校となっております。

(3) 今後の取り組み内容でございしますが、法定雇用率を早期に達成することができるよう、次の3点を実施してまいります。まず、公立学校事務職員の採用でございしますが、今月実施いたします学校事務職員の選考審査におきまして、これまで1名としておりました採用予定人数を2名としたことに加えまして、知事部局と同様に、本年度内の特別募集の実施につきまして、人事委員会と協議をしております。二つ目としまして、本年12月実施予定の県立学校実習助手と寄宿舎指導員の採用審査を実施したいと考えております。最

後に、先ほど説明しました非常勤職員の受け入れ校をふやしまして、採用をふやしていくとともに、採用された方がやりがいを感じながら働くことができるよう、働きやすい職場づくりにも努めていきたいと考えております。報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 高等学校課でございます。県立学校教員の不祥事等につきまして説明をさせていただきます。今回、県立学校教員による懲戒処分事案が2件ございました。たび重なる不祥事により、県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけございません。それでは、総務委員会資料報告事項の赤色のインデックスの高等学校課の1ページをごらんください。

まず、一つ目の事案についてでございます。懲戒処分を受けた職員は県立春野高等学校で農業担当として勤務する松山廣美教諭男性49歳でございます。同教諭は平成26年6月から平成30年3月にかけて農業実習で生産した品物の生産数量や売払数量、金額を過少に報告するという方法により実習で生産した生産品等売り払った代金の一部を実習に必要な物品あるいは自分が顧問を務めていたアーチェリー同好会の用具、また私的なものに使用をしておりました。同教諭は、実習に使用した金額は16万2,000円、アーチェリー同好会に使用した金額は19万400円、私的に使用した金額は少なくとも60万円から70万円程度で、合計約100万円であると申し立てていますが、学校が記録しておりました数量をもとに算出した金額では4年間で約200万円となっております。

発覚の経緯でございますが、8月初めに来年度の実習に関する予算要求資料を作成している中、平成29年度のイチゴについて、栽培担当の実習助手の記録と松山教諭が県に納めた金額に差があったことから、その後、他の加工品なども調査し、同様に差があったことがわかり、管理職が松山教諭に確認をとったところ、横領の事実を認めたものでございます。松山教諭は、先ほどのジャム用ラベルなどの予算措置がされていなかったこと、また、アーチェリー同好会は部ではないのでクラブとしての予算がなかったこと、私的なお金についても自由にできるお金が少なかったことなどから、生産物の売り払い代金を使用してしまったと述べております。

同教諭の行為は、職務上の立場を利用して長期間にわたり横領を重ねるという悪質なもので業務上横領にあたる違法行為であり、生徒や保護者の方々を裏切り深く傷つけるものであり、到底許されるものではありません。この社会的影響ははかり知れず、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであることから、平成30年9月11日付で免職の懲戒処分とするとともに、退職金の全部を支給しないこととしたものです。現在、警察に告訴

について相談をしており、進めているところです。また、春野高等学校を含め実習による会計事務を取り扱う学校では複数による確認を行うなど、再発防止に取り組んでいるところです。

続きまして二つ目の事案について説明をさせていただきます。2ページをお開きください。懲戒処分を受けた職員は県立高等学校に勤務する20年以上の経験を有する男性教諭でございます。この教諭は平成30年3月13日火曜日、同教諭が顧問を務めるソフトボール部の部員が教科の提出物が不十分であったことに対し、これまで継続して指導してきたにもかかわらず、そのことが理解されていなかったことで感情的になり、練習していた該当生徒のところにみずからの体を生徒に当てた後、足をかけてあおむけに倒し両手で生徒を地面に押しつけました。そしてこの後すぐに教科担当の先生のところに行くように、口頭で指導を行った後、右手の拳で腹部を二回たたいております。また、他の該当生徒に対しても肩のあたりを押しながら足をかけ後方に倒し、起き上がろうとした生徒を押し尻餅をつかせた後、同様に口頭で指導をしています。これらのほか、同教諭はソフトボール部のチーム力が上がらない状況に焦りを感じ、インターハイ予選を控えた、平成28年5月ごろからミスをした生徒や取り組みができていない生徒に対して、げんこつや平手でたたいたり、あるいは肩を押しなどの行為を行ったということでございます。このように平成28年5月から平成30年3月までの間に、同教諭は11名の生徒に体罰を行ってまいりました。なお、生徒にけがはございません。

発覚の経緯は、本年7月の終わりに匿名の文書が学校に届き、校長はこの教諭の言動について調査をすべきといった内容のものでございました。校長が部員へのアンケート、聞き取りを行い調査した結果判明したものでございます。教諭は日ごろから生徒に対し挨拶、態度、提出物などをきちんとするよう指導を徹底し、プレーを上達させるには、日々の練習の積み重ねしかないとの思いで指導してきましたが、十分でなかった生徒に叱咤激励のつもりでこのような体罰をしたと述べております。学校教育の現場におけるこのような行為は、生徒の人権を尊重し、安全で健やかな成長の手助けをすることが求められる教員としての責務に反し、一般県民の教育公務員に対する社会的信用を失墜させるものであることから、平成30年9月11日付で1カ月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分としたものです。

本年度に入りまして不祥事が続いておりますことから、一般質問で教育長からも申し上げましたように、総合教育会議におきまして不祥事防止に関して協議をしていただき、確認をいただいたところでございます。

資料3、4ページが総合教育会議の資料でございます。

まず、資料3ページの不祥事の発生状況でございますが、平成27年度以降、本年7月末までに27件の不祥事が発生をしており、校種、年齢等はごらんとおりでございます。こ

の27件を個々に分析しましたところ、不祥事の発生要因としましては、2にありますように、大きく三つの原因があると考えております。一つ目は職場内の体制や気づき、人材育成やサポート体制の不足など、組織的な取り組みが不十分であったのではないかとことです。二つ目は、公務員としての規範意識の不足や感情のコントロール、不祥事を自身の問題として捉えられていないなど、教職員個人の資質に関するものです。三つ目は職場環境の整備不足に起因するもので、環境が十分に整っていないことによって不祥事の発生リスクが高まってしまった、さらには管理職員のマネジメント不足などがございます。

今後の不祥事の防止対策につきましては、3にありますように、教職員の個々の資質向上を図るための研修の充実や職場環境を整えるための点検整備はもちろんのこと、人材育成の視点に立ったチーム学校の構築といったことが大変重要です。学校組織マネジメントの強化によって、不祥事防止につながる組織的な人材育成や学校のチェック体制の構築などが必要だと考えております。このため、今後は学校組織のあり方検討委員会を設置し、学校の代表者や専門家の方々を委員として学校の組織力の向上を図り、組織的な人材育成や不祥事防止対策に資する検討を進めていきたいと考えております。

4ページをお願いいたします。人材育成におけるチーム学校の仕組みの構築の方向性として、今後、チーム学校として組織的なOJTを通じて人材を育成する仕組みを構築していくことによって、ミスの組織的な是正や不祥事防止につながる職場環境をつくり上げていくことができるのではないかと考えております。具体的には、資料中ほどにございますが、OJTを通じて若年教員の人材育成を中堅教諭や管理職員が担うことを考えております。例えば、小中学校ではメンター制や教科会などを活用した指導により、学校の中でのOJTの仕組みを構築していくことを考えております。また、県立学校におきましては、若年教員については教科主任や学年主任が育成を担当し、中堅教諭に対しては校務分掌の長が育成を担当するほか、校長が若年教員や中堅教諭にさまざまな校務分掌等の経験を積ませるとともに、主幹教諭が人材育成の総括的な役割を担う仕組みをつくることを通じて、人材育成力やマネジメント力を有する中堅教諭や管理職を組織的に育成して、不祥事等の起こらない職場環境にしていく必要があると考えています。さらに管理職に関しては、県教育委員会や市町村教育委員会が連携し、組織マネジメントやリスク管理能力を備え、OJTのリーダーとして活躍できる人材の育成を図ってまいりたいと考えております。これらの実現に向けた課題としましては、学年主任等について学校内での役割や権限を明確にすることや、教頭や主幹教諭の業務量が増加するといったことが考えられるところでございます。まずは、可能なものから実施しながら、先ほど御説明しました検討委員会において、現場の意見もお聞きした上で課題を整理し、個々の取り組みの精度を高めていくことで不祥事防止につなげてまいりたいと思います。なお、こうした方向性につきましては、9月14日の県立学校長会議におきましても協議をし、周知を図ったところでご

ざいます。少し長くなりましたが高等学校課からの説明は以上でございます。このたびは本当に申しわけございませんでした。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 春野高等学校の問題です。予想もしなかったというか、本当にびっくりしていますけれど、今課長から、こういうことを受けて、具体的に再発防止に取り組んでいるという説明でしたが、そもそも令達があって年度当初に学校予算の中で歳入歳出で編成して、それぞれの学校において、例えば春野高等学校でしたら産業祭とか、商業祭とか農業祭とかやっていますよね。そういう中で実際、会計の研修は受けていても、単純なことだと思いますが、会計処理、そこらあたりを今後、初歩的な話だけれど、そういう仕組みがわかって理解しておれば、相談したらいいことじゃないですか。そういうことも含めて、どのように具体的に研修をして不祥事を防いでいくのか説明を。

◎竹崎高等学校課長 お話ありましたように、やはり一つは公金に対する教職員の認識の低さといいますか、甘さというものがこの一端にはあろうかというふうに思います。学校現場で教員がお金を扱うという部分に関しては、正直なところ十分な研修でありますとか、周知ができていないということではないと思いますので、やはりそのあたりにつきましては、特に若年教員を中心に実習会計のお金の流れでありますとか、手続等について、早い段階からしっかりそういった知識も知っていただくような研修を進めていく必要があろうかと考えております。

◎上田（周）委員 不祥事の原因で、会計は全て自分たちで行っていたとか、最後に帳尻を云々とかという以前に、やっぱり歳入があって歳出があるという単純な話で、それを共有していたら何でもないことかと思ったりします。今後、学んだ会計事務の基礎をもとに、組織でチェックする仕組みを構築するとかということ、防止対策をやっていくというんですが、もう一度会計管理ということも先生の資質向上とあわせてということと、もう一点、この時期商業高校とか農業高校とか、いろんな文化祭とか商業祭ございますよね。同じような会計でやっていると思いますので、そのあたりは、もう1回具体をやって、掘り下げた研修をするということにしないといけないと思いますけれど。

◎竹崎高等学校課長 今回のこの事案というのはベテランの教員ということもございませので、一定の知識は持っていたかと思えますけれども、ただ、やはり先ほどのジャム用のラベルなどに関しても、予算措置がされていなかったと。それをしっかり事務担当に相談をして手続を踏めば、適正な処理ができたわけでございますけれども、それを行ってなかったということは、やはりこの教員の落ち度ではないかというふうには考えております。ただ、そういった手続等については多くの教員は余り詳しくは知っていないというような現状というのはやはりございます。そのあたりは早い段階からしっかりやっていくというところが必要かなと思っておりますので、そういった機会は設けてまいりたいと思います。

◎上田（周）委員 ぜひ情報共有して、二度と起こらないように頑張ってください。

◎大野委員 会計の処理とかさっきのコンピューターの問題もそうなんです、市町村の教育委員会の職員をもっと使っていただきたいと思うんです。相談も市町村の小中学校の先生なんかも会計処理とかコンピューターで、日常の仕事の中でそういうのをやっていくのはなかなか大変なんです。そういうところで相談できる体制があったら、そういうこともなくなっていくんじゃないかなろうかというふうに思うので、市町村の教育委員会ももうちょっと使っていただきたいというふうにお願ひしておきます。

◎塚地委員 実習で生産したものの会計処理というのは、前にも問題になったことがあって、それは基本的に定式化された形で管理しましょうということになっていたと思うんですけれど、それがここではやられていなかったということなんですか。

◎竹崎高等学校課長 一定のルールに基づいて各学校はこういった処理はしておりますけれども、ただ、今回この教員は生産物の最初の段階から伝票作成に加わっていた担当者でございまして、生産数量でありますとか、生産した商品をどれだけ売ってあるいはどれだけ破棄してというような払い出し伝票、それから売上げが幾らあって、その売上げを事務長に引き継ぐという役割も持っていたということで、その一番のもとになる部分をこの教員が担当していたというところで、発覚が遅くなったというような経緯がございまして。

◎塚地委員 結構、意図的にやられてきた結果ということですよ。大変厳しい処分でもございまして、それを聞くと当然かなというのは納得いたしました。それで、県立学校の体罰の懲戒処分のことなんですけど、発覚のルートが校長先生に調べてほしいですよということが言われて初めて発覚したんですか。

◎竹崎高等学校課長 今回の件に関しましては、外部からのそうした文書が届いたことがきっかけでございまして。

◎塚地委員 練習を近くで見られていたという、同僚とかほかのところからの話というのはなかったものなんですか。

◎竹崎高等学校課長 副顧問もおりましたけれども、副顧問の前ではそういったことは行われていなかったということでもございまして、ただ、少しこの教員がなかなかきつい言葉を言っているという情報は入っていたようでございまして、それは、副顧問のほうからも注意はしていたというようなことでもございまして。

◎塚地委員 これ聞くと、確かにけがはしてないかもしれないんですけど、生徒に与えている精神的な苦痛というのは結構私は大きいと思うんですよ、押しつけられたりしてという。それから見て、1カ月減給、10分の1というこの程度ですか、これだけのことでという、何か保護者の感覚としてはそれかなという、どういう判断でこのような処分になったのかということが一つと、この先生が本当の意味で指導のあり方を変えるということにどういう努力が具体的にされているのか、その二つを教えてください。

◎竹崎高等学校課長 確かにこの体罰というのは絶対許されるものではないので、当然、こういった懲戒ということになるわけですが、この教員自身が非常に生徒の成長に対して熱い思いを持っていたということも事実でございます。そういった理由として悪意があったものではないというところもございまして、減給という処分自体は、私どもとしては過去の事例等を踏まえて判断をさせていただいてるところでございます。また、この教員については現在、部活動等の指導には携わっておりません。外す形になっておりますので、もう一度、生徒への接し方、生徒への言葉のかけ方等について、もちろん学校長等の指導も受けながら、しっかり考え直していただくというところを現在進めているところでございます。

◎塚地委員 でも、やはり事の重大性からすると、よく言われる生徒指導に熱心だった、熱い思いを持っていたのでこうなったという、校内の体罰の考え方というのはきちんと厳しく持つておかないと、そこで熱い指導だったので免罪されるというものではないので、そこは厳しく、これからも対応をお願いしたいと思います。

◎竹崎高等学校課長 やはりそういった、甘い認識の教員がまだいるのではないかとこのふうには思っております。また保護者等の中にも、やはり、厳しく指導してほしいというような保護者もおられますので、そういった周囲の方々の認識もしっかり変えた上で、体罰は絶対許されないものであるという状況をつくってまいりたいと思っております。

◎浜田（豪）委員 関連で。塚地委員とは本当にいろいろな意味でほとんど共有しているなというのを改めて感じたところでありますけど。同じ話ですけど、この体罰の学校の先生は何年目なんですか。

◎竹崎高等学校課長 50代の教員でございます。

◎浜田（豪）委員 このソフトボール部は、県でいうとどれぐらいの力の学校だったんでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 余り具体的に申し上げますと学校名がわかってしまいますけれど、かなり力のある学校ではございます。

◎浜田（豪）委員 本当に自分も本会議でも申しましたけれど、仮に自分がこの生徒でしたら、それは喜んで甘んじて受けるし、私の両親にこのことを言ったら両親もおまえが悪いと言って育ってきました。しかし、私の娘に同じことされたら同じことが私は言えるのかというと、匿名よりもさらに直接ということもあるかもしれないという、かつてとはまさに環境が違うというか、親の考え方、先ほど塚地委員もおっしゃっていましたが、そんな中で、とにかくスポーツだけではないんでしょうけれど、暴力はもう確実にだめですけど、すごく線引きが非常に、もうその感覚を変えなければいけないときだと思えます。そして、ある意味この先生も50代ということは、私なんかは学生のころちょうど一番熱い時期でいい時代を多分乗り越えてこられたというところで、そのところで、どうや

ってそれを変わるかというところも、こういういろいろな総合教育会議がありますけれども、そもそものこの気持ちの切りかえというのは、どのように進めていかれるのかなというのがすごくあって、教育長にお聞きしたいんですけれど。

◎伊藤教育長 今までいろいろ話出ましたけれども、一つは当然本人に対する研修、教職員一人一人に対する研修をやるんですけれども、塚地委員が言われたように、やはりそれぞれの事案について、兆しなり何らか気づいたところは周りもあったはずです。それがブレキになっていない。県庁の本庁という職場であると割とそこら辺が見えていて、日常的にちょっとおかしいことになると、おかしい、そんなことをしたらいけないというような話がある中で、教育現場ではその横のつながりが少し弱いのではないかと。そういうことで人材育成も含めてチーム学校としてそういった形で力を入れていかないといけないだろうと。チームでいろんなことに取り組む中、人材育成も取り組む中で不祥事の芽を摘む、みんなで摘んでいくような体制もとっていく、そういった形が必要なんだろうということで、今回こういったチーム学校による人材育成、若年層から管理職までしっかりとやっていく、そういう中でさまざまな課題に対応するとともに、この不祥事もなくしていこう、こういう体制をとっていこうということで、計画もしております。これから具体的に課題もありますけれども、しっかりとやりながら、みんなで協力し合いながら、かつそれで不祥事も防止できるような、そういった学校づくり、現場づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎浜田（豪）委員 先ほどの前段、前の質疑というか、テーマのところでも公務の改革もありましたけど、あれと一緒にだと思えます。これから数年間というか、ここから5年ぐらいの間は、技術的な公務のあり方とかもそうやって変わりながら、すごく戸惑いながらやるのと同じように、この部活動なんかも、エアコンもそうだと思います。これまでと感覚を変えていく過渡期だと思うので、やはりそういういろんなことを模索しながら、教育長のおっしゃるとおりやっていただきたいなと思います。

それと、あと一点、最初の不祥事二つと、一点ちょっと抜けているんじゃないかなと思うのが、9月30日に「高管教」ですかね、高知県管理職教員組合の方が、元校長が逮捕されたということがありまして、それに高知新聞なんかは今の組合長が取材で答えられていますけれど、この2件でいうと個人そしてまたチーム学校、それと同時に組合なんかに対しても、その後何といいますか、4,800万円という大きな、本当に信じられないような額があって、そして逮捕までされるというところで、何かしらその後、6月議会でもそうでしたし、組合のほうから何か会見というか教育委員会に対して何かしらの、高知新聞がたまたま行って取材をして、逮捕されたということにどうですかということ、申しわけなく思っていることは言ってますけれど、何かしらの反応というのはあったのでしょうか。

◎伊藤教育長 これまで、そういった向こう側からの接触はございません。

◎**浜田（豪）委員** これなんかも組織として、先ほど来私申し上げてますとおり、全てのいろんな意味でうみを出し切るというか、そういったことも含めて何かしら本当に反応がないことは非常に残念であります、県教育委員会としても、そういったところも組合なんかも含めてしっかりと目が行き届くようにしていただきたいという要請をさせていただきます。

◎**弘田委員** 関連で。本会議で質問をさせていただいたし、余り多くは語るつもりはないんですけど、さっきの「高管教」ですか、県教育委員会に対しても、市教育委員会に対しても、それから例えばマスコミの前で県民に対しても何もアクションを起こしてないということよろしいですか。

◎**伊藤教育長** その他の団体に対しアクションを起こしているか起こしていないかというのは、私もちょっと情報として持っておりませんが、県教育委員会に対して何らかお話があったということは今までにはございません。

◎**弘田委員** 私はいつも思うんですけど。もう県教育委員会の皆さん、幹部の皆さん、何かかわいそうで。こういうことが起きると、もう自分たちが起こしたみたいな感じで、県民に対して頭を下げないといけない。けれど、本当は、本来は個人に頭を下げろと言っても、それは刑事罰のいろんな関係で無理ですから、起こったことに対して、県民に対して申しわけないということで頭下げられるんですけど、個人は別として、教組ですね、これは団体ですので、20人が処分されて、その一人の人が三千何百万円ですか、横領して、それを2年間も黙認していたわけですから。一般の人から見たら同罪に見えますので、私が1県民として思うことは、県民の前にきて組合は頭を下げしてほしいというのは、私たちの考えだと思ひ、それからテレビ見たら、きょう県教育委員会の教育長初め、幹部の皆さんは頭下げているんですから、それに対しても御迷惑をおかけしましたというのが人としてのあり方だと思います。高知新聞を今日読み返したんですけど、話題の欄でいいこと書いていましたので。良心という面で最悪なのが、管理職教員組合の事件だ。組合の金を風俗などにつぎ込んだ元校長の所業もさることながら、退職金で弁償されるために犯行を公にせず、校長職を続けさせた組合の対応はひどい。元校長は人としての正しい生き方を学校で語ったこともあるのでは。元校長の名前が記された卒業証書を見て教え子は何を思うか。だから、子供たちのために、こういうことを起こしたらきちんとごめんなさいをしておかないと、やはり社会に出た子供たちが悪いことしたときに、私の教わった先生はこんなことしてましたから私も悪いことして構いませんとつながりますので、教育委員会の皆さんが悪いというわけではなくて、やはり県教育委員会として組合の方に何かアクションを起こしてみたらとか、そういうことを一言言ってもらいたいなというふうに思います。これは要請ということで、返答は要りませんが、そのように思います。

◎**塚地委員** この防止対策をるる細かく御検討いただいているわけなんですけれど、先ほ

ど教育長もおっしゃったように、職場の人間関係が多分一番基本になると思うので、そこがちょっとした心配が許されるというか、表に出しても大丈夫というやっぱりそういう一定余裕のある人間関係をつくっていただくということが学校現場で大事なのではないかなと私も思っていますので、よろしくをお願いします。

それでちょっと嫌口みたいに聞こえて申しわけないんですけど、この不祥事の発生状況を調べたときの4番目の配偶者の有無ですね。これをあえて聞く必要があるのかと。これで、余り割合として変わらないというふうに出ているので構わないけれど、どちらかに偏っていたらどのような判断をお示しになるつもりでしたかという、この項目については、ちょっと行き過ぎなのではないですかと。もしどちらかに偏っていたら、やはり未婚者はだめですよとか、既婚者が問題が多いですよというところは、ちょっと踏み込み過ぎなんじゃないですか、というふうに私の感覚では思うんですけど。

◎伊藤教育長 ちょっと気をつけていきたいと思いますが、私もこれは深く聞いてないんですけども、やはり、セクハラも含めて不祥事の内容に女性が絡んだものが多いので、そういったこともあって、ここに出しても結果的に余り差がなかったということになったかと思えますけれども、ちょっとそういった点については今後配慮をしていきたいと思えます。

◎久保副委員長 3ページの資料の上段の年齢別とかのところですけども、これ見て思ったのは、これぐらいのデータですのでそれほど正確ではないと思えますけれども、ざっと見たときに若手だけではなくて結構、管理職の方が多いと。そこが何となく、管理職の方、ベテランが多いというところが根の深さを語っているんじゃないかなというふうに思うんです。多分さっきの「高管教」の方も含めて、当然、ベテラン管理職の方で、その方々は若いときからそういうことが許されるじゃないですけども、何となくなあなあの世界で来ている。これを見たら45歳から50歳くらいになって、大体自分の定年が見えてきて少し気が緩んでくる、そういうところでこんなことが顕著にあらわれてきているのではないかなというふうになんとか思うんです。若手の方だったらOJTをやっていけば、私は効果もあると思えます。ただ、この管理職なりベテランの方はOJTをやられるというか、本来やる側なんですよね。その方々にどういうふうに、今後、定年までまだまだ、10年、15年の方もおいでになる。そのような方々は皆さん今のままじゃいけないですよ。今までの価値感なり今までのやり方だといけないんですよ、許されないんですよというところをきちんと言い切ることをしないと、なかなか若手にはOJTで効果があったとしても、上段の方々にはなかなかそれだけではいけないというふうに思えますけれども、そのところ教育長は。

◎伊藤教育長 今副委員長が言われたとおりで、次の4ページの下に、私どもそういったことを若手だけじゃなくて、今の現状の管理職、若手はこれから育てていって人材育成し

ながら管理職に順番になっていってということになりますけれども、現状の管理職等をどうするかと、ここは私ども教育委員会であるとかそういったところが、しっかりと組織マネジメント、リスクマネジメントも含めてここをやっていく。そして管理職が若手を育てられるよう、そういった管理職の人材育成も同時にここではやっていかないといけないだろうと考えておりますし、それをやっていこうとしております。この間、県立の高等学校長会がありましたけれども、その中で私からは、本当に校長室に悪い知らせは早く来るように、ぜひそういう体制をつくってくださいと。そうでないと校長室に話が来たときにはもうどうしようもないような状況になっているというような格好になっているので、という話もさせていただきましたけれども、そういった管理職に対しての組織マネジメント、リスクマネジメントそういったものをしっかり育てていくということを、ここに具体例も書いてありますけれども、そういった中で順次やっていきたいと、全体に対してそういう人材育成を進めていきたいと考えております。

◎久保副委員長 しっかりそれをお願いしたいと思います。ですから、繰り返しになりますけれども、こういうベテラン管理職の方がこういうふうなことが顕著にあらわれるということは、その方々が持っている考え方、価値感がそれで今まで許されてきているというふうなことだと思うんです。そこのところを本当に切り込んでいかないと、なかなか変わらないと思います。若手はもっと変わりやすいですけれども、そこのところよろしく願います。

◎浜田（英）委員 同じ意見ですけれども、スポーツに思いを持って打ち込んできた先生というのは、このぐらいの年になるとなかなか下の後輩の先生方も反論しにくいところあるんですよ。本来ならばメンターを務めなければならない先生がこういうふうな状況ですから、メンターのメンターが要ることになるわけで、それをきちんと是正するには塚地委員が言ったように、きゅうを据えるにはちょっと軽すぎる、正直そう思いました。もうちょっと重いきゅうを据えてもいいんじゃないかという思いがしましたので、私の意見です。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県立高等学校再編振興計画後期実施計画策定に係る最終取りまとめの概要について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定に係る最終取りまとめの概要について御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスの5ページをお開けください。

まず、5ページ目の県立高等学校再編振興計画後期実施計画最終取りまとめ（パブリックコメント案）のポンチ絵から御説明いたします。県立高等学校再編振興計画は平成26年10月に策定され、平成26年度から平成30年度までの前期実施計画による学校の統合や学科

改編を進め、教育内容の充実や施設整備を現在実施しております。平成31年度から5年間にわたる後期実施計画につきましては、中間取りまとめを6月議会で御報告させていただきましたが、9月の教育委員会を経て最終取りまとめを行いましたので、その概要につきまして御説明させていただきます。なお、最終取りまとめパブリックコメント案の冊子本体につきましては別冊として審議会の赤のインデックスの次に別冊としてお配りしています。

基本的な考え方は5ページ目の上にありますように、全ての学校が振興策に取り組む市町村のまちづくり、人づくりの考え方も踏まえた教育活動に取り組む。本県のために活躍できる人材育成、みずからの人生を切り開く力を育む教育を展開するということです。生徒数の一層の減少の中でいかに高等学校教育における質的向上を図っていくのかという視点で、5ページ目の左にありますようにICTの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実を最初に記載しております。オンデマンド教材の活用としては、学校の状況に応じて教材の選定や対象とする学年や生徒を検討し、教員や学習支援員による支援体制を構築するなどとしています。次に、遠隔教育としては、県教育センターを拠点とした遠隔授業などを全ての中山間地域の高等学校に展開できるよう体制整備を進めていきます。具体的には専任の教員による進学指導講座、これまで開設できなかった授業科目の開講、試験対策講座、学び直しのための授業など、学校や生徒のニーズに応じたものを想定しています。さらに、学習活動の充実としては、高等学校における新たな学習指導要領が平成34年度から施行されることから、タブレットPCの配布などICT環境の整備を促進することにしていきます。

次に、いかに安全安心な教育環境を実現していくのかという視点で、5ページ目の右にありますように、2南海トラフ地震への対応を記載しています。津波による大きな被害が想定される学校につきましては、生徒、教職員の命を守ることを第一に考え、学校の特性や地域の実態を考慮した取り得る最大限の対応を進めたいと考えております。

一つ目の安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校は、両校を統合し適正規模を維持した東部地域の活力ある拠点を設ける。そして、安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に統合後の学校を設置することにしていきます。統合後の学校の姿は、6ページで御説明します。

二つ目の清水高等学校は、全日制、定時制ともに高台へ移転することとし、新たな校舎を設置することにしていきます。清水高等学校と連携型の中高一貫教育校である清水中学校とは教室や職員室などは別棟としますが、体育館やグラウンド等はできるだけ共用することにしていきます。用地取得や施設整備が必要でありますので、平成35年度をめどに移転したいと考えています。

次に、高知海洋高等学校は海洋学科という特性から教育活動を実践するため、海沿いに校舎を構える必要がありますが、現在の校地は津波による被害が想定される立地にあります。

す。また宿毛高等学校も現在の校地は宿毛市中心部にありますが、津波被害は市内中心部に広範囲に浸水すると想定されています。こうしたことから両校とも地域と連携した避難訓練の実施やBCP事業継続計画の策定などのソフト面の対策はもちろん、避難場所の確実な確保や避難場所に向かう避難路の安全確保を徹底して行うなど、ハード面の整備も実施することにしていきます。なお、両校とも南海トラフ地震による津波への対応のため、一部の学校施設等の適地への移転の可能性も含め将来の学校のあり方を検討することにしていきます。

続きまして、6ページをごらんください。ポンチ絵の左半分に本校（全日制）の統合等を掲載しています。安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合は統合校名を高知県立安芸中学校・高等学校とするとともに、平成35年度を統合完了年度にしたいと考えております。新学習指導要領が平成34年度から施行されるのにあわせて統合に向けた学科改編を平成34年度に行いたいと考えています。統合年度に高等学校へ入学する生徒が併設中学校に入学するのが平成32年度になりますので、それまでに制服を間に合わせるため、制服は平成31年10月末までに、その他の校章等につきましては平成33年度末までに決めたいと考えております。東部地域の活力ある拠点校としての中高一貫教育校として、部活動の活性化、進路保障、そして震災に強い施設設備への改築改修を行いたいと考えています。普通科は3学級、工業科は1学級で機械・土木科（案）、商業科は1学級で商業探求科（案）を予定しています。国公立大学及び難関私立大学に普通科の30%が合格、公務員希望者の80%が合格、工業科及び商業科ともに就職率100%を達成することを考えています。東部地域の拠点校として東部地域の中学校からの進学率を60%以上に向上することを目標にしております。

次に、窪川高等学校と四万十高等学校のあり方についてでございます。四万十高等学校は平成29年の入学者が13人、平成30年度が18人ということで最低規模を下回っておりまして検討しておりました。結果的には、条件つきで継続することにしていきます。条件としましては、教育課程の見直しや学校・地域による振興策の取り組みによっても平成33年及び平成34年度において、窪川高等学校、あるいは四万十高等学校の入学者が2年連続して20人に満たない状況になった場合、両校の統合を行い、教育の質の向上策を講じることにしています。あわせまして、教育課程や学校・地域の振興策の取り組みについて改善充実を図り、継続して教育効果の検証を行っていきたいというふうに考えております。

次に、ポンチ絵の右半分をごらんください。まず、分校についてですけれども、分校は小規模というのが前提でありますので、本校との連携、分校としての活性化をさらに図ること、そして地域からの支援などを含め、その取り組みの成果を検証することにして、基本的には継続することにしていきます。

次に、定時制についてですけれども、定時制は働きながら学ぶことや学び直しなど、学

びのセーフティネットでありますので、地域にとって必要な定時制は維持すべきであることから、基本的に定時制につきましても継続することにしております。

続きまして、ポンチ絵には掲載していない部分があります。最終取りまとめ（パブリックコメント案）という冊子が別冊としてあります。その8ページに学科改編というのを載せております。学科改編は室戸高等学校につきましても3年連続して入学者が40人に満たない、そして将来的にも生徒数の確保が困難な場合には、単位制普通科への改編を検討するというようにしております。

次の山田高等学校につきましても、香美市学園都市構想の具体化として、地域や中学校の期待も大きいことから探求的な学習を発展させるため、新たに探求科（案）を新設することにしております。

3番目の宿毛工業高等学校につきましても、各学科の入学者が半数に満たない、そして将来的にも生徒数の確保が困難な場合には、学科改編を検討することにしております。

ポンチ絵にお戻りください。6ページの右半分下でございます。中山間地域の高等学校に共通する取り組みとしましては、ポンチ絵の右下にありますように、ICTの活用による学習環境の整備や社会性の育成のほか、地元中学校との連携により中学生にとって魅力ある学校づくりを行い、地元中学校からの進学率をさらに向上させる。そして、地元自治体との連携により特色ある学校づくりを行い、地元中学校や地域外の中学生が入学するような振興策を展開する。そして、国の指定事業、地域との協働による高等学校教育改革推進事業などについて積極的に活用するといったことを考えております。中山間地域の学校の振興策につきましても、表にありますように、地域との連携、地域の課題解決学習、そして部活動では室戸高等学校の女子硬式野球や嶺北高等学校のカヌー、そして佐川高等学校のソフトボール、窪川高等学校のサッカー、檮原高等学校の野球、アーチェリー、バスケットボール、四万十高等学校のソフトボール、吾北分校のソフトボール、バドミントン、西土佐分校のカヌーなどが挙げられています。中間取りまとめではこの中山間地域の学校というのが9校でしたけれども、教育委員会の中で中芸高等学校も含めるべきではないかという意見もございましたので、新たに中芸高等学校も追加しております。振興策としましては、中芸地区をフィールドとした新たな中芸学、地域課題発見解決学習などが挙げられております。

今後の予定ですけれども、今後は後期実施計画の最終とりまとめについて10月下旬ごろから1カ月間パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様の御意見をお聞きするとともに、12月議会に御報告の上、最終的に策定したいというふうに考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 これまでも、さまざま、いろいろパブリックコメントを県民の皆さんに知ら

せて施策に取り組んできたと思うんですけど、過去のパブリックコメントのコメント数というのは大体、1件当たりどれくらいあるんですか。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 今回、後期実施計画のほうはこれからですので、ちょっとまだ全体的にパブリックコメントがどれくらいあるのかと……。

◎黒岩委員 今までのパブリックコメントの中でどれだけのコメント数があるのか。

◎伊藤教育長 図書館振興計画のパブリックコメントのときには15件から20件ぐらいいただいていたと思います。

◎黒岩委員 いろいろ再編計画にかかわるような地域の方だとか、また意識のある方というのはある程度コメントしやすいと思うんですけども、広く一般県民の皆さん方、余りパブリックコメントに対して具体的な意思表示をしないという傾向があると思います。パブリックコメントのコメントに対して具体的に、じゃあ再編計画の中にそういうものが採用されるのかされないのか。そういうものを参考にして今後対応してまいりますというようなコメントになっていくのか、そのあたりのパブリックコメントに対する考え方はどうなんですか。

◎伊藤教育長 私も今まで幾つか、こういったパブリックコメントをやってきましたけれども、御意見の内容によってはそのままその計画を修正するというのももちろんございますし、いただいた意見に対しては、それについてはこういう対応をしています。ですからここは大丈夫ですとかいうような形での御返事は、全てお返しをさせていただくようにしております。

◎土居委員 これから中山間地域の学校を生かしていく、活性化させていく上でICTのフル活用ということはもう避けて通れない道だと思うんですが、一つこれまで双方向で、視察も行ったんですけど、学校と学校をつないで、こちらの学校の授業をこちらで見るといふような形はあったと思うんですけど、それは今後、ここで示されている教育センターを拠点としたものによって変わっていくという認識でいいんでしょうか。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 遠隔教育は国の指定事業も受けてこれまでやってきた経緯もありますので、それは引き続き行いながら、教育センターからのハブ的な配信拠点というのをあわせて継続していきたいと考えております。

◎土居委員 それぞれ良さはあると思うんですが、センターからの配信というような形は、これは自分たちが学生時代から予備校なんかでは当然既にあった形なんですけれども、これよほど注意しないと学習意欲のしっかりした子供たちじゃなければ、逆効果になってしまうような側面もあろうかと思えます。だから、ただ単に配信して終わりじゃなく、当然やられるんだろうと思うんですけど、配信もするけれど、しっかり疑問点なりを見つけて質問ができたり、解決していけるような、そういうサポート体制とセットじゃなければ、

ただ退屈な時間になってはいけませんので、その辺の体制づくりということをしっかり取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけど、そのあたりはどうやって取り組んでいくのでしょうか。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 どうしてもオンデマンドになりますと質問もできないというような形もありますけれども、この教育教育センターを拠点とした遠隔授業につきましては質問もできるし、それにまた教員とか学習支援員なども配置されるという形で、充実した教育内容にしていきたいと考えております。

◎大野委員 自分は保育園から小学校、中学校、高校まで全部廃校になってしまったんですけども、その中で教育委員会の職員もやったことがあって、このような統廃合の問題と常に向き合ってきたということもあるので、ちょっと気になったのは、条件つきで継続するという窪川高等学校高校と四万十高等高校。これは一つのスタイル、これもありだと思うんですけど、その下に地域による振興策の取り組みによってもという部分ですよね。自分の経験から言うと、地域とか学校にそれを押しつけてしまうということで、それによって人数を明記しているわけですね。なかなかこれは地域の者からしたら、すごいひどい話だと思うんです。当事者になると自分の子供を行かしたりしないとその学校が存続できなくなるということになると、物すごくプレッシャーが地域にかかると思います。そういった面もちょっと考慮もしていただきたいなということが、まず一つ。大事なのは県として責任を持って、子供の数とか多分何年か先はある程度わかっておると思うので、そのビジョンをしっかり示すのは再編で一番大事なことではないかなと思うんです。そこで何かこう、地域に余りにも押しつけ過ぎではないかなとこれを見て思うんです。

◎伊藤教育長 窪川の件につきましては、四万十高等学校も窪川高等学校もかなり生徒数が少なくなってきて、他の地域へ流れている、そんな状況の中で、教育委員会としましては教育委員会協議会を窪川地区と大正地区でそれぞれ今年になっても1回ずつ開催をさせていただいて、PTAの方であるとか、地元の市町村長であるとか教育長であるとかそういった方、たくさんから御意見をいただきました。そんな中で、統合もあるしキャンパス制という候補もある。統合はするんだけど、大正地区にも窪川地区にも両方高校を置きながらキャンパス制というやり方もありますし、いろんな議論をする中で、大正地区も窪川地区もともに、統合だけはもう絶対に反対をさせてもらいたい。そしてその理由として、今一生懸命大正地区も窪川地区も地域として学校の振興策に取り組み始めたばかりだと。四万十町役場のほうもそういったところ、塾の活動であったり留学であったり力を入れてきているので、一定その期間見ていただきたいと思います。ぜひ、その間を見ていただくような形でお願いしたいと。地元からそれを見て統合なりをさせてもらいたいというような強いお話がありましたので、地元の御意見をくまらせていただきまして、今回、キャンパス制も統合もとらずに両校存続という中で、地元と一体となり、もちろん県も一緒になって活性

化、魅力化に取り組むと。それで町のほうも一定この期間は、という話もありましたので、そういった期間を見た中で、そこでという形で、このような書き方をさせていただいたということでございますので、地元と教育委員会との合作というような形での記載になっております。

◎大野委員 窪川高等学校と四万十高等学校の場合は多分そこで、そういう感じでいけると思うんですよね。いけるというかそういう地元の役所、地元の方という意見もあると思います。これから先に、このような案をつくる時に、中山間地域のことを4番に書いてますけれども、人口的なもの、国の政策もあるし政治もあるし、いろんなことによって地元から人がどんどんいなくなって、子供の数も物すごく極端にいなくなりますので、そんな中で、県もしっかりとビジョンを示してあげることが、地元で暮らす者としたら何年後にはこうなるんだ、何年後には学校はなくなるとか、何年後にもあるというふうなことがわかれば、それ用の生活スタイルもあると思うんです。やはり中山間地域になってくると、子供の進学というのはその家族の生活に物すごくかかってくるようなこともありますので、そこをお願いしておきたいと思います。

◎伊藤教育長 今回の後期の再編計画の検討に当たりまして、県教育委員会といたしましては、地域に学校は必要だということは、そういうスタンスではずっと通しております。ただどうしてもそれで子供が少なくなってくると、しっかりした教育、質の高い教育が提供できなくなる。ですから、ぜひ子供たちに来てもらうような学校にしていきたいと思います。地域に学校がなくなると、もうどんどん地域が寂れていくので。やはり高知県、住みたいところに住み続けられるということを目指していくに当たっては、高等学校は地域に必要だと。その基本的なスタンスの中で地域に学校を残すためにどういった活性化策をしていきたいと思いますかという、それぞれ地域から高校へ進学していただいて子供が今よりふえていただく、そういったものを目指して取り組んでいくということで、何年後にとかいう、なかなかそういったビジョンは逆にちょっとお示しづらい。ぜひ残していきたいと思います。活性化していきたいと思いますというように取り組みになっていくと思います。

◎大野委員 気になったのは、学校地域によってという文言があったので。地域、学校は頑張ってますのでということをやいたかったのです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、養護学校の校名変更について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 総務委員会資料報告事項の冊子、赤のインデックス、特別支援教育課のページをごらんください。

本課が所管しております県立特別支援学校のうち、校名に養護学校を使用しています4校について平成31年4月から特別支援学校を使用した校名に変更したいと考えていますので、そのことについて御説明をさせていただきます。このことにつきましては、今後、12

月議会におきまして、校名を定めております高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部改正をお願いしたいと考えておりますので、12月議会での提案に先立ちまして、事前に今議会で説明をさせていただき、御意見などをお伺いしたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

資料をごらんください。今回、校名の変更を予定しておりますのは、資料の上段の囲みの左側に記載をしております養護学校を使っている四つの学校となりますが、それぞれに設置しております分校をあわせて学校数では10校ということになります。それぞれの学校の変更後の校名につきましては、矢印の右側にありますように、養護学校の部分を特別支援学校と変更したいと考えております。今回これらの学校の校名を変更することとした経緯などについて御説明をいたします。

まず変更理由の（１）にありますように、障害のあるお子さんが就学する学校につきましては、平成19年4月の学校教育法の一部改正によりまして、それまでの特定の障害種別に対応する盲学校、聾学校、養護学校という制度から一つの学校で複数の障害種別に対応することも可能とする特別支援学校という制度に一本化され、あわせて地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担うことなどが規定をされました。その時点で学校の名称につきましては、それ以前と同様に特定の障害種別の学校として設置する場合は、盲学校、聾学校、養護学校を用いることは可能とされたことから、本県においては、それまでの校名を継続して使用をしてきました。法律の改正から10年が経過をしまして、特別支援教育、あるいは特別支援学校の理念や言葉は広く県民に浸透、定着しますとともに、地域の人々からは、各校の教育や地域への支援機能などについても信頼を得て、地域の特別支援教育の拠点校としての役割を担うなど、特別支援学校制度の趣旨を十分に踏まえた学校となりました。

また、（２）にありますように、平成29年度に行いました保護者アンケートなどにおきましては、80%以上が特別支援学校への変更に関心のある回答をされており、一人一人の教育的ニーズに応じる特別支援教育を行う学校にふさわしい校名を早急にといった意見が多く、また養護という言葉は差別的なものを感じるなどの意見もありました。校名につきましては、児童生徒や保護者、卒業生などに関心の高いものではありませんが、変更についておおむね合意を得ていると考えています。また、全国の状況につきましては、養護学校につきましては35の都府県で全ての校名を変更、七つの道県が養護学校と特別支援学校などが混在をしているといった状況にありまして、学校数で言いましても8割を超える学校が変更を終了しているといった状況です。以上のことから、養護学校を使用しています学校につきましては、制度に応じた特別支援学校に変更することが望ましいと判断をさせていただいたところです。そのことにより、本県の特別支援教育の推進に中核的な役割を果たす学校という位置づけを一層明確にすることができると考えています。

最後に、県立の特別支援学校のうち、盲学校と高知ろう学校につきましては、保護者、関係者などからは、両校とも現在の校名で対象となる障害種別がわかりやすい、長い伝統がある学校であり、現在の校名を継承したいといった意見が多くあり、また全国的にも7割の学校が盲学校や聾学校といった名称を引き続き使用しているという現状にありますことから、今回は変更しないこととし、現状のままでいきたいと考えています。以上、県立特別支援学校の校名の変更に關しまして、その考え方を説明させていただきましたが、12月議会で条例改正を提案させていただいた場合には、改めて御説明をさせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、免震装置問題による新図書館等複合施設オーテピア開館時期遅延に係る費用請求について、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 お手元の新図書館整備課のインデックスのついた、免震装置問題による新図書館等複合施設オーテピア開館時期遅延に係る費用請求についてと書かれた資料をお願いいたします。

免震装置問題によるオーテピア開館時期遅延に係る費用請求につきましては、これまで東洋ゴム工業株式会社と協議を続けてまいりましたが、7月にオーテピアが開館し、請求費用のもととなる期間が確定しましたことから、これまでの協議を踏まえ、請求内容を整理しましたので、御説明をさせていただきます。費用請求の説明の前に免震装置問題に係る経緯等について御説明をさせていただきます。

1の経緯等をお願いいたします。平成27年3月13日に東洋ゴム工業株式会社の免震装置について、大臣認定不適合であるとの公表がありました。なお、この時点ではオーテピアが設置することにしていました免震装置に関する発表はありませんでした。その後、東洋ゴム工業株式会社と話し合いを行う中で、同年の6月29日に、東洋ゴム工業株式会社よりオーテピアの免震装置について納品が不可能であることなどの回答が文書でございました。このため、工事関係者と他社製の免震装置へ変更することの検討を開始し、平成28年2月26日までに変更に必要な手続等を終えることができました。

(2)の設計変更内容にありますように、免震装置はブリヂストンとオイレス工業社製などを組み合わせたものに変更いたしました。免震装置を変更したことに伴う現設計への影響については部分的なものに抑えることができましたが、開館時期については1年おくれることとなりました。このため、免震装置の変更や工事のおくれによって生じる費用に関して、高知市や工事関係者等と協議、調整し、顧問弁護士にも相談しながら、東洋ゴム工業株式会社と話し合いを行ってきました。

2の東洋ゴム工業株式会社等との合意書の概要にありますように、平成28年1月20日に

免震装置を製造販売していた東洋ゴム化工品株式会社、その親会社の東洋ゴム工業株式会社と県、高知市、管理JVや建築JVなど全ての工事関係者、計10者の間で合意書を締結しております。合意書の概要のところに記載をしておりますが、この合意書では、他社製の免震装置を設置することに伴い生じる工事及び設計に係る追加費用や、免震装置の納期遅延等に起因して発生する直接的及び間接的な損害も含め、生じた損害については協議の上、東洋ゴム工業株式会社等が負担をする。また、費用及び損害金については、各当事者間で別途締結する覚書等に基づき、おのおのが東洋ゴム工業株式会社等に請求し東洋ゴム工業株式会社等が支払うとなっております。

次に、3の東洋ゴム工業株式会社による費用負担等の状況でございます。まず、工事関係者への支払い状況についてでございますが、今回の問題により工事が一時中止となり、現場事務所のリース料や作業員等に係る人件費のほか、設計や工事の変更に伴う工事資材などの追加費用が生じております。東洋ゴム工業株式会社からは、これらの費用については、合意書に基づき工事関係者と覚書等を締結し、順次支払いが行われており、また、工事関係者への支払い額は、覚書等の守秘事項により非公表の扱いになっていると聞いております。

続きまして、県及び高知市ですが、これまで顧問弁護士や法務担当部署に確認をしながら請求項目を整理し、東洋ゴム工業株式会社に対して請求項目や概算額を提示し、定期的に協議を行ってまいりました。県の請求内容等に関しましては、次のページの免震装置問題による新図書館等複合施設オーテピア開館時期遅延に係る費用についてをお願いいたします。

こちらの資料にオーテピアの開館が1年おくれたことにより生じた費用についての請求項目と金額を整理しております。

まず1番上の新図書館情報システムに関する費用については、開館時期の遅延に伴い、外部のサーバー室を平成29年3月から平成30年2月まで借り上げたことによる費用とシステム構築期間の遅延により生じたシステムエンジニアの人件費などでございます。

次の工事委託業務に関する費用につきましては、免震装置問題以降に発注した工事と委託業務に関しまして、発注時期がおくれたことで資材や労務費等の単価が上昇したことにより生じた費用でございます。

次の図書資料の移転に関する費用は、開館時期がおくれたことで、図書資料の冊数が増加したことにより生じた移転費用で、県立図書館の図書を外部倉庫に移転した費用と外部倉庫などの図書をオーテピアに移転した費用でございます。

次の外部倉庫に関する費用につきましては、県立図書館内に保管できなくなった図書を保管するための外部倉庫を平成29年1月から平成30年6月まで、高知市朝倉に設けておりましたが、その外部倉庫に要した電気代や機械警備費などでございます。

次の事務室及び業務に関する費用でございます。これは開館時期が遅延となった期間、平成29年8月から平成30年7月までにおける当課の事務室を借り上げたことによる賃借料等の費用と当課の業務執行に要した電話代や消耗品費などの費用でございます。

次の新図書館整備課職員人件費は三つに分けて整理をしております。

まず、免震装置問題が起きてから遅延前の開館時期であった平成29年7月までの間とオーテピア開館後のことし8月における免震装置問題の対応業務に従事した当課職員の人件費でございます。

二つ目の遅延期間における職員の人件費は、平成29年8月から平成30年7月までの期間における当課職員の給与、職員手当でございます。

三つ目の遅延期間における臨時職員の人件費は、同じく平成29年8月から平成30年7月までの期間における臨時職員の人件費でございます。

最後に、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会に関する費用でございます。これは開館遅延の期間を生かし、図書館サービスのさらなる充実等について検討を行うための検討委員会を、平成27年度から平成28年度にかけて開催をいたしましたが、その開催に要した費用でございます。

以上、請求項目のうち、新図書館情報システムに関する費用など、県と高知市が共同で実施した項目につきましては、県市の費用負担割合によって算出した県分の金額となっております。なお、金額につきましては、東洋ゴム工業株式会社と協議をしながら、現在精査をしているところでございます。この請求項目とは別に、下のほうに記載をしておりますが、東洋ゴム工業株式会社から県市合わせて約2,000冊の本の寄贈を行いたいとの申し出がございます。今後、本の受け入れ方法などについて、具体的に詰めていくことにしております。

1ページにお戻りをください。先ほど申し上げましたように金額は現在精査中ですが、現時点で県の請求予定額は8,163万2,649円となっております。なお、参考に先月の高知市議会の経済文教委員会で報告のあった高知市の請求予定額を記載しておりますが、遅延期間における職員の人件費について、対象となる職員数が多いことなどにより、県よりも金額が大きくなっております。今後のスケジュールとしましては、東洋ゴム工業株式会社と請求内容や覚書などについての協議を早期に整えまして、覚書を締結し、速やかに支払いを受けたいと考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで、3時20分まで休憩とします。

(休憩 14時57分～15時19分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎明神委員長 それでは、次に、警察本部について行います。

議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小柳警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案及び警察署の庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明を申し上げます。

最初に第1号平成30年度高知県一般会計補正予算についてでございます。お手元の資料①平成30年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の9ページをお開きください。今議会でお願いをしますのは、警察本部庁舎の電気料金1億3,776万1,000円、放置駐車車両確認事務委託料6,263万3,000円の2事業につきましての債務負担行為の補正でございます。詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせます。

続きまして、第20号議案の高知警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明を申し上げます。資料はお手元の資料③議案（条例その他）の31ページでございます。もう一つ資料がございまして、資料④議案説明書（条例その他）の6ページでございます。本議案は高知警察署の庁舎の新築に関するものでございまして、工事名は高知警察署庁舎新築建築主体工事、契約方法は総合評価方式を適用した一般競争入札、契約金額は39億7,224万円、契約の相手方は香川県高松市の清水建設・大旺新洋特定建設工事共同企業体、完成期限は平成33年12月14日となっております。契約の金額、相手方等につきましては去る7月20日、警察本部におきまして開札を行った結果によるものでございまして、8月17日に仮契約を締結しております。本工事請負契約は高知県契約条例第2条の規定によります、議会の議決を必要とする案件でございます。提出に係る議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

<会計課>

◎明神委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成30年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき、御説明します。111ページ、債務負担行為追加をお開きください。

今回お願いしております債務負担行為は二つの事業です。一つ目の警察本部庁舎の電気料金の1億3,776万1,000円は、新電力の参入を見込み本年度から一般競争入札による契約

としておりますが、平成31年度の契約に当たり、入札や契約等に必要な期間を考慮して、今回の補正予算でお願いするものでございます。契約期間につきましては、全庁的に1月からの歴年契約を実施していることから、次回の契約期間を暦年に合わせるため、平成32年12月までの1年9カ月の債務負担行為をお願いするものです。

二つ目の放置駐車車両確認事務委託料の6,263万3,000円は、現在の契約が今年度末で終了するため、平成31年4月から3年間の新たな契約を行おうとするものですが、一般競争入札を実施するための準備期間や落札者に必要な研修期間などを考慮して、今回の補正予算でお願いするものでございます。以上で補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 電気料金なんですけれど、現在はどこと契約をされておられますか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 株式会社パネルという民間会社でございます。

◎塚地委員 新電力も含めて今後入札をされるんですけれど、大体何社ぐらいこられるのか。一般競争入札ですよ。

◎室津警務部参事官兼会計課長 一般競争入札を実施する予定でございまして、現在参加の意向があるのは、複数の業者から確認をしております。

◎大野委員 議案とちょっと違うんですけれども、けさマスコミのほうでちょっと聞いたというか、見たんですけれども、例の加重逃走の容疑者が、高知県のほうに入られておって、職務質問をされたけれども、ということが報道もされていますけれど、その経緯をちょっとお伺いしたいんですけれど。

◎田中刑事部長 私のほうから御説明させていただきます。本件、その報道状況については我々も承知しておりますし、既に須崎署のほうからは8月30日の夜、須崎市内の道の駅で樋田容疑者に似た人物を職務質問しているとの報告も上がっております。ただ現時点で、その当該人物がいわゆる富田林署から逃走した樋田容疑者であるとは特定されておられませんし、本件につきましては、現在、大阪府警が捜査中の案件ですので、具体的な答弁は私のほうは差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、大阪府警の今後の捜査を踏まえ、高知県警として対応すべき点があれば、しっかり対応していく所存でございます。以上でございます。

◎浜田(英)委員 電気料金が安くなる、これはもちろん努力しないとイケませんけれど、この機器は例えば蛍光灯からLEDにどんどん切りかえているという状況はどうなんですか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 信号等につきましては、LEDを積極的に変えるような方向でやっておりますけれども、庁舎内におきましては蛍光灯が多いんですけれども、今後は、LEDのほうもふやしていきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 本部庁舎は比較的新しい庁舎なので、大部分がLEDになってるかなと思ったら、そうでもないんですね。商品の金額は高いですけども、長寿命化ということを考えていくとどっちがどうかかわからないですけども、そういうところも徐々に切りかえていくように努力いただきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、先に意見書を議題として、これを審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。

◎明神委員長 意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

まず、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）が県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ 不一致でお願いします。いろいろ会派で検討させていただいたんですけど、根本的に1番の肝というのは、正規職員の方と非正規労働者の方々の仕事の内容が違うということで、お気持ちは大変尊重したいところではございますが、同意できないという結論に至りまして、恐縮ですが不一致ということで。

◎ 非正規職員と何が。

◎ 仕事内容が違うというので、同一賃金、同一労働ということがいかなものかということで、大変恐縮でございますが。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、キャッシュレス化の推進を求める意見書（案）が公明党、自由民主党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 私どもはキャッシュレス化、今徐々には進みつつあるとは思いますが、高齢者の皆さんがどうかという問題やお買い物データも全部一元化されて掌握されてしまうというようなことや、やっぱり現金というのは一定金銭教育の中でも大事なやりとりで、お金の大事さというのがキャッシュレス化の中でなかなか教育的に難しいんじゃないですかというようなこともあって、今これを推進するというような国民的なものもまだ見られてないんじゃないかということで、今出すのは時期尚早だということで、不一致でございます。

◎ その要因としては、現金とキャッシュレス、両方使っていくのは当然のことであるわけですね。やはり世界的な状況から見ると、日本がおくれているという側面もありますし、これから2020年の東京オリンピック・パラリンピック、また現実に外国人がどんどん日本に来ている状況から考えたときには、当然考えていかなければいけないことであるわけですので、そういう方式に随時変えていくということも非常に便利なことでもあるし。世界の流れの中でしっかりと見据えた施策というのは必要じゃないかなという考え方で出させていただきましたけれど、不一致ということであれば。

◎明神委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、日米地位協定の抜本改定を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ こちらも、知事会の文書も拝見させていただいて、非常に取り入れられておるといふうなことは大変勉強させていただきましたが、党本部のほうと協議をした結果、どうしても抜本的、抜本改定ということまで、こちら側としては踏み込めないということで、大変恐縮なんですけれど、不一致ということで。

◎ 全国知事会が上げてやろうとしていることで、知事のほうも実現に向けて頑張るとい

う議会の御答弁もございますので、知事を応援するという意味でもぜひ上げていただければと思いますが、党本部からの指令でございましょうか。わかりました。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、国民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への増税中止を求める意見書（案）が日本共産党から提出されておりますのでお手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ るる書いてあるとおりでございます。来年10月の10%引き上げを目指して国民の中には大変な不安が広がっておりまして、ぜひこういう方向で県民の願いを届けさせていたきたいと。

◎ 軽減税率もやりますから。

◎ 軽減税率といってもその中身を、ほんの一部にすぎませんし。

◎ 社会保障費のこともありますから。

◎ この間、増税分は全て社会保障に使うと言っていたのに、この間8割は借金返済に使っていたと安倍さんもおっしゃっているような状況でございます。

◎明神委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

ここで、暫時休憩とします。再開は午後5時。

（休憩 15時35分～16時42分）

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、以後の日程については、明日の午前11時から行いますのでよろしくお願い致します。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時43分閉会)